

## 令和元年定例会

# 戦略企画雇用経済常任委員会 所管事項説明資料

### ◎ 所管事項説明

- (1) 『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見  
への回答について . . . . . 1
- (2) 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（仮称）最終案について . . . . . 3  
(別冊1-1、1-2)
- (3) 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターについて . . . . . 5
- (4) 国際展開の取組状況について . . . . . 7
- (5) 高齢者の就労促進について . . . . . 13
- (6) 関西圏営業戦略の検討状況について . . . . . 17
- (7) 三重県新エネルギービジョン（中間案）について . . . . . 23  
(別冊2)
- (8) 三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正（中間案）について . . . . . 31  
(別冊3)
- (9) 三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）最終案について . . . . . 47  
(別冊4)
- (10) インバウンド誘致について . . . . . 59
- (11) 各種審議会等の審議状況の報告について . . . . . 61

### ◎ 報告事項

- (1) 首都圏営業拠点「三重テラス」について（9月～11月） . . . . . 63

令和元年 12 月 10 日

雇用経済部

(1) 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称) 中間案に対する意見」への回答について

戦略企画雇用経済常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
322	ものづくり産業の振興	雇用経済部	<p>次世代のものづくり産業の柱として、次世代自動車や航空宇宙産業を位置づけているが、次世代自動車や航空宇宙産業に特化した指標が設定されていない。県の取組の効果を把握するとともに、こうした分野の産業振興に積極的な県の姿勢が伝わるよう指標の設定なども含めて検討されたい。</p>	<p>次世代自動車や航空宇宙等の次世代ものづくり産業にかかる取組については、基本事業に位置付け、県内企業の同分野への参入・事業拡大を積極的に促進していくこととしています。</p> <p>一方、指標については、県内ものづくり産業の高付加価値化や競争力強化につながる取組の成果として設定するとともに、次世代ものづくり分野に係る取組は、主指標及び副指標(共同研究、人材育成)の内数として整理し成果を把握することとしています。</p> <p>委員会からのご意見をふまえ、県としての姿勢が伝わるよう、主指標「目標項目の説明」に、次世代自動車や航空宇宙等の次世代ものづくり産業に係る記述を追加しました。</p>
331	世界から選ばれる三重の観光	雇用経済部 観光局	<p>2つの副指標「県内の延べ宿泊者数」「県内の外国人延べ宿泊者数」は、いずれも「宿泊者数」に関する指標となっているが、「客が客を呼ぶサイクル」を確立することなどの取組方向の記述をふまえると、満足度の把握が重要と考えられるので、「観光客満足度」を活動指標としている第二次行動計画と同様、副指標に満足度に関する指標を設定されたい。</p>	<p>観光客満足度については、新・三重県観光振興基本計画(中間案)において進捗管理することとしていましたが、委員会からのご意見をふまえ、満足度の向上が観光消費額の増加につながることから、「観光客満足度」を副指標に設定しました。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
341	次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援	雇用経済部	<p>いわゆる就職氷河期世代への支援に係る記述が新たに盛り込まれ、県内における就職氷河期世代の実態調査を行うとともに、相談、教育訓練から就職までの支援等に取り組むこととしているので、その取組の効果を把握できるよう工夫されたい。</p>	<p>本施策では、就職氷河期世代の不本意非正規雇用者や長期無業者を対象に、おしごと広場みえと地域若者サポートステーションがこれまで培ってきた就労支援のノウハウを生かして、個々人の状況に合わせた丁寧な支援を提供することとしています。</p> <p>このため、副指標を「おしごと広場みえ等の就職率」として、おしごと広場みえと地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む若者等の就職率を目標に掲げています。</p> <p>取組の効果については、こうした指標の進捗状況を的確に把握するとともに、毎年の「成果レポート」の中で、就職氷河期世代への支援にかかる主な取組内容やその成果・課題とあわせて報告させていただきます。</p>

## (2)「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称)最終案について

### (中間案からの主な修正箇所について)

令和元年 10 月 9 日の戦略企画雇用経済常任委員会において、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称) 中間案についてご審議いただき、11 月 1 日には、県議会から中間案に対する知事への申し入れを頂戴しました。

こうしたご意見等をふまえながら、最終案を取りまとめました。

中間案からの主な修正箇所については、以下のとおりです。

### ○主な修正箇所

#### 施策 3 2 2 ものづくり産業の振興

・主指標「県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数(累計)」の「目標項目の説明」の内容を変更

(中間案) 県内企業が、県の技術支援や技術交流会等を活用し、新たに製品開発や事業化につなげた件数

(最終案) 次世代自動車や航空宇宙等の次世代ものづくり産業をはじめとする県内ものづくり産業の振興に向け、県内企業が、県の技術支援や技術交流会等を活用し、新たに製品開発や事業化等につなげた件数

#### 施策 3 2 3 Society 5.0 時代の産業の創出

・基本事業 5 「新エネルギーの導入促進とエネルギー関連技術の開発」の取組方向に、「地域との共生が図られるよう新エネルギーの導入を促進する」旨を追加  
・副指標「産学官連携によるデータ活用に取り組んだ企業・団体数(累計)」を変更

(中間案) 産学官連携によるデータ活用に取り組んだ企業・団体数(累計)

(最終案) 産学官連携プラットフォームを活用したプロジェクト数(累計)

#### 施策 3 3 1 世界から選ばれる三重の観光

・副指標に「観光客満足度」を追加



### (3) 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターについて

#### 1 施設の概要

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター（以下、「都市センター」という。）は、科学技術に関する研究開発を支援し、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図ることを目的に、平成10年に鈴鹿山麓リサーチパーク（以下、「リサーチパーク」という。）の中核施設として建設されました。

都市センターを取り巻く環境の変化等により、平成20年度からは会議室の貸出などによる利活用を図ってきましたが、施設の稼働率が低調なことや維持管理に多額の費用を要すること、空調施設の故障等により大規模修繕が必要なことから、平成31年4月から休館しています。

#### 【都市センターの施設概要】

項目	概要
所在地	三重県四日市市桜町 3684-11
延床面積等	約 4,109.93 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造 2階建（一部 3階建）
主な施設	多目的展示ホール（360席）、特別会議室（28席）、研修室 1（56席）、研修室 2（32席）、AV研修室（12席）、交流サロン、アトリウム、情報コーナー等

#### 2 現状と課題

三重県財政の健全化に向けた集中取組における県有施設の見直しにおいて、都市センターの方向性について検討を行ってきましたが、以下の理由から、都市センターを引き続き利活用することは困難であると考えています。

- (1) 立地環境等から試験研究施設等の誘致が進んでおらず、当初の目的であるリサーチパークの中核施設として科学技術に関する研究開発の支援を果たすことが困難であること。
- (2) 引き続き利用するためには、空調設備の再整備や雨漏り対策等の大規模修繕費および光熱水費、法定点検費用等の維持管理経費が必要であるが、それらの経費に見合う利活用が見込めないこと。
- (3) 建物の構造や立地などから、県有施設としての用途が見込めないこと。

#### 3 関係者との調整

四日市市へは県有施設として引き続き利活用することは困難であることを説明しています。また、地元連合自治会長からは、地元住民が利用している施設ではないため施設が廃止されても影響はないとの回答を得ています。

#### 4 今後の処理方針

令和2年2月定例会月会議において、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例を廃止し、行政財産としての用途を廃止したいと考えています。そのうえで県の財政状況等を勘案しつつ、できるだけ早い時期に建物を解体して、四日市市から借りている土地を返還します。

現在、四日市市において、試験研究機関に限定されているリサーチパークの利用用途を拡大する手続きを進めており、四日市市と連携して都市センター跡地も含めて企業等の事業用地としての活用を図っていきます。



## (4) 国際展開の取組状況について

### 1 知事のスペイン訪問

平成30年10月にスペイン・バスク自治州と締結した産業連携に関する覚書の具現化を図るため、令和元年11月5日(火)から11月10日(日)にかけて、関係市町長や県内事業者とともに65名の交流ミッション団を組織し、スペイン・バスク自治州を初訪問しました。

また、マドリードの国連世界観光機関(UNWTO)、スペイン・スポーツ庁、スペイン・トライアスロン連盟と意見交換しました。

#### (1) バスク自治州首相との面談

知事はバスク自治州のウルクイル首相と面談し、「産業交流」「食の交流」「巡礼道の交流」のそれぞれの分野で具体的な協力事項について合意しました。その後、合意内容について、現地メディアに対して共同プレス発表を行いました。

#### (2) 産業交流

バスク自治州を拠点とする企業連合組織であるモンドラゴン協同組合グループを訪問し、グループ幹部や州経済開発インフラ副大臣と懇談したほか、雇用経済部長及び県内企業からセールスプレゼンテーションを行いました。

また、バスク自動車産業クラスターが企業間のオープンイノベーションを促進するために設立した「自動車インテリジェンスセンター(AIC)」を訪問し、研究開発の状況や支援体制を視察しました。

自動車プレス部品メーカーの世界最大手であるゲスタンプ社の研究開発センターを訪問し、県内工場への追加投資を呼びかけました。

航空宇宙関連では、エアバス及びボーイング等に機体や翼を納入しているアエルノバ社を訪問し、本県の航空宇宙産業の振興に関するプレゼンテーションや、県内企業からの自社技術PRを行いました。また、ロールスロイスの子会社でエアバスに航空機用エンジンを供給しているITPアエロ社を訪問し、同社CEOに対して三重県の航空宇宙産業との連携を促進するトップセールスを行いました。

#### (3) 食の交流

「世界一の美食の街」と称されるサン・セバスティアン市では、現地料理人との交流を行いました。この場にはプロの料理人をはじめ、三重調理専門学校から1名、相可高校から2名が参加し、美食による地域の魅力づくりのノウハウを学びました。

また、三重の食産業をPRし、現地での新たな販路開拓やビジネスパートナーとの出会いを創出するため、現地料理人や飲食業関係者を対象としたトップセールスを実施しました。

#### (4) 巡礼道の交流

数百kmに及ぶ巡礼道の世界遺産では2つしかない「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」と「熊野古道伊勢路」の交流に関する覚書を締結するとともに巡礼道の視察を行いました。今後は覚書に基づき、巡礼道の保全や振興に関わる関係者の交流促進と、互いの巡礼道の価値や魅力の発信に取り組むこととなりました。

#### (5) その他の訪問先

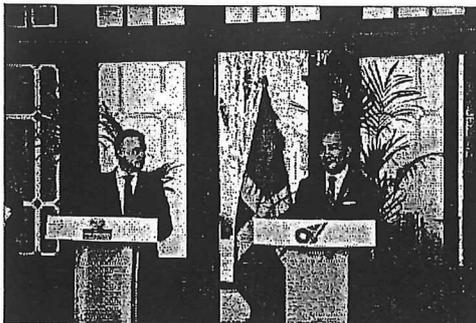
重工業が衰退し不況に陥っていた炭鉱、造船の街を、芸術を核としたまちづくりによって再生させたビルバオ市の取組を視察するため、ビルバオ・グッゲンハイム美術館を訪問し、クリエイティブ・シティ(※)について学びました。

〔※クリエイティブ・シティとは、「芸術や文化の創造性を生かした都市再生の試み」を認定するユネスコの仕組み。〕

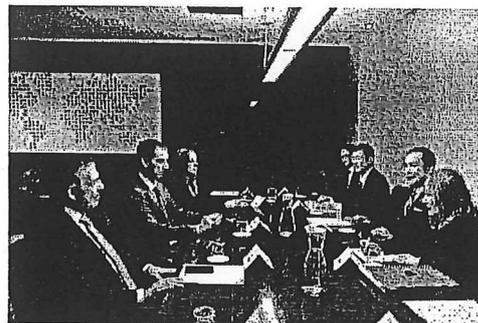
バスク自治州の行程に先立って、マドリードを訪問し、国連世界観光機関(UNWTO)を訪問し、その土地ならではの食を楽しみ、食文化に触れることを目的とする「ガストロノミーツーリズム」や「ユニバーサルアクセシビリティ」に関する意見交換を行いました。また、スペイン・トライアスロンチームが志摩市を東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地に選定したことから、スペイン・スポーツ庁を訪問し、スポーツ庁及びスペイン・トライアスロン連盟と今後の交流促進に関する意見交換を行いました。

#### (6) 今後の方向性

今回のバスク自治州訪問では、ウルクイル首相と知事との面談を通じ、バスク人と三重県民の間で、感謝・勤勉・誠実という共通の価値観を見出し、信頼関係を構築することができました。この信頼関係をベースに、今回合意した、産業、食、巡礼道の各分野で、セミナーや商談会、料理人や巡礼道関係者の相互往来など具体的な取組を進めていきます。



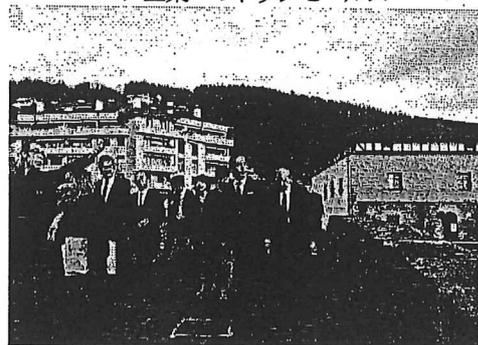
州首相との共同プレス発表



バスク企業へのトップセールス



バスクの料理人と交流する高校生



サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路の視察

## 2 日本酒プロモーション

「三重の日本酒」については、伊勢志摩サミット開催を契機に知名度が向上し、県内酒蔵の販路開拓等の意欲が高まっています。サミットのレガシーとして、より一層の認知度向上につなげていくため、平成30年度から世界への情報発信力が高いフランス・パリにおいて、プロモーションを実施しています。

昨年度のプロモーションでは、卸売業者やレストラン等との取引が4件成立しましたが、さらに成果を上げるには、「三重の日本酒」として一体感を持ち、多数の同業他社との差別化による魅力の発信や、現地に日本酒を卸す卸売業者との商流づくりが必要であると認識しました。

それらをふまえ、令和元年10月5日(土)から10日(木)にかけて、県内5つの参加酒蔵とともにプロモーションを行いました。

### (1) サロン・デュ・サケ2019への出展

10月5日(土)から7日(月)まで、ヨーロッパ最大級の日本酒を中心とする見本市「サロン・デュ・サケ2019」に三重県ブースを出展し、バイヤー・シェフ等延べ約1,700人の来訪者がありました。※総来場者 5,129人(45か国)

昨年度の課題をふまえ、文化的・歴史的な背景に関心の高いフランス人に向け、「三重の日本酒」のコンセプト(伊勢神宮と日本酒の親和性)を映像やロゴマークにより統一的に表現し、発信しました。また、ジェトロのネットワークを活用し、ソムリエ等を三重県ブースへ誘致し、商談機会を創出しました。

### (2) ジェトロとの連携による営業

ジェトロと連携し、フランスの有力シェフを起用したフードペアリングイベントをサロン・デュ・サケ2019会期中の夜に、パリ市内及び郊外のレストラン(フレンチ2店舗、和食1店舗)で開催しました。

レストラン関係者やジャーナリスト・インフルエンサー等の招待客をはじめ69名が参加し、「日本酒がこれほど(ワインのように)風味豊かでおいしいものだとは知らなかった」との声をいただき、「三重の日本酒」の魅力印象づける機会になりました。

### (3) レストラン・卸売業者への個別営業

10月8日(火)、日本酒に関心が高く、取引を拡げる意向があるパリ市内のレストラン2店舗・卸売業者2者を訪問し、プロモーションを行いました。

### (4) ワイナリーへの訪問

シャンパーニュ地方のワイナリー2か所を視察し、展示物や映像、照明等の活用など、フランス人が興味を引くPR方法を学びました。

### (5) レストランでの継続的なプロモーション

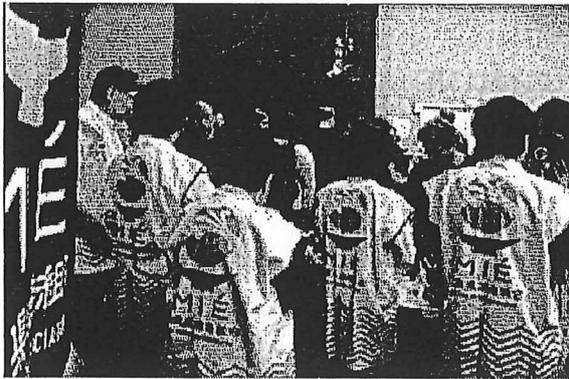
10月から12月までの約2か月間、パリ市内のビストロにおいて、5酒蔵の日本酒を料理とともに提供する継続的なプロモーションを実施しており、現地消費者へ「三重の日本酒」の魅力を発信しています。

## (6) 今後の方向性

今回のプロモーションでは、「三重の日本酒はそれぞれに個性が感じられて興味深い」「三重にはおいしいお酒があることが発見できてよかった」等の声をいただき、「三重の日本酒」の魅力を伝え、認知度向上につながりました。

また、三重県ブースの出展やレストラン等への個別営業、ジェトロとの連携により、現時点でレストラン・卸売業者との取引が2件成立したほか、見積依頼等の商談継続が37件となるなど、今後につながる成果がありました。引き続き、ジェトロと連携し、商談成立に向けて、フォローアップしていきます。

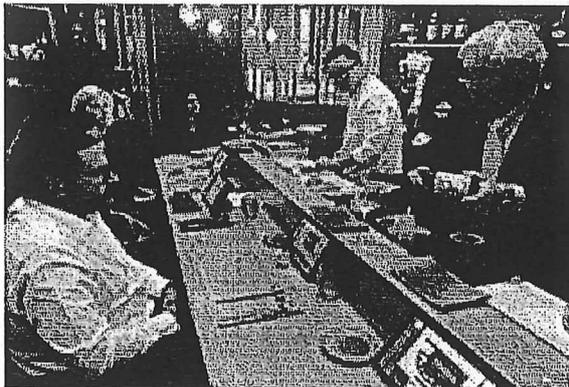
一方、全国酒蔵からの日本酒輸出が進んでいるフランス・パリにおいてもなお、「日本酒を飲んだことがない」「日本酒に馴染みのない」現地のフランス人が多いという現状が分かりました。今後さらに、県内市町・商工団体、酒造組合、国税庁、ジェトロ等との連携や、これまでのプロモーションで構築したネットワークをベースに、新たな販路開拓に向けた取組を進め、「三重の日本酒」の認知度を向上していきます。



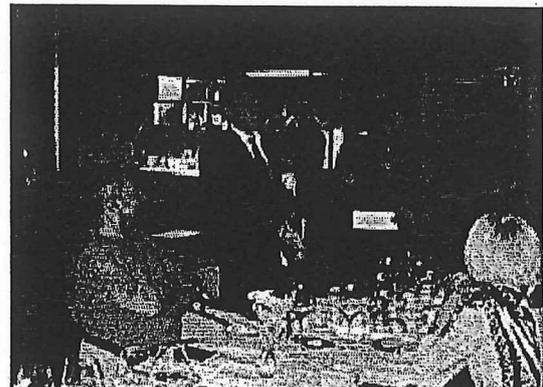
ロゴマーク入りの陣羽織を着用



三重県ブースでの試飲・商談の様子



料理に合わせて日本酒をPR



各テーブルで日本酒をPR



## 共同プレスリリース

バスク自治州  
三重県  
松阪市、熊野市  
志摩市、多気町

2019年11月7日 ビトリア・ガステイスにて

バスク自治州と三重県は、双方会合し、以下のことについて合意しました。

なお、松阪市、熊野市、志摩市及び多気町は、それぞれが関心ある分野について双方の交流に参画します。

### **1. 産業交流**

自動車部品大手ゲスタンプ社やバスク料理のミシュラン星付きレストランであるココチャに代表されるバスク企業が三重県に進出するとともに、三重県内の企業との間で連携が進んでいる。今後、双方は、こうした企業間交流を加速させ、バスク自治州貿易・投資振興会やジェトロをはじめとする支援機関の協力のもと、企業誘致や商取引の促進を図る。そのため、自動車、航空宇宙、工作機械、食関連産業など、双方ともに競争力があり、海外市場開拓に注力する産業について、双方は、セミナーや商談会などを企画する。

### **2. 食の交流**

上記の食関連産業の交流に加え、双方は、食に関する地域の魅力を高めるため、地元料理人や料理人をめざす若者による食文化交流を促進することを通じ、地域の食文化の発展に寄与する人材育成を行う。双方は、料理人や料理人をめざす若者の円滑な交流のため、相互往来を促進する。

### **3. 巡礼道の交流**

それぞれの地域にある世界遺産の巡礼道（「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼道・バスクの道」と「紀伊山地の霊場と参詣道・熊野古道伊勢路」）について、双方は、巡礼道の保全や振興に関わる関係者の交流を促進するとともに、活用に当たっては、互いの巡礼道の価値や魅力を発信するよう努める。

問い合わせ先:

バスク自治州: ミケル・ザラオナンディア Email: mzarraonaindia@basquetrade.eus

三重県: 雇用経済部国際戦略課 佐々木 晃 TEL +81-59-224-2499、Email: sasaka00@pref.mie.lg.jp

3

## (5) 高齢者の就労促進について

### 1 現状

#### (1) 高齢者就労を取り巻く情勢等

三重県では、生産年齢人口が減少する中、高齢者人口（65歳以上）は52万人を超え、高齢化率は29.0%（平成30年10月1日現在）に達しています。

高齢者数は今後さらに増加が見込まれており、2040年（令和22年）には高齢化率が36.9%に達すると推計されています。

	1999 (H11) 年	2018 (H30) 年	2040 年 (推計)
生産年齢人口 (15～64歳)	123.5	102.8	78.5
高齢者人口 (65歳以上)	34.0	52.0	55.4
高齢化率	18.3%	29.0%	36.9%

（実数値は三重県戦略企画部統計課資料より。推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」より作成） ※人口の単位は万人

平成29年に実施した「第6回みえ県民意識調査」においては、「何歳ぐらいまで働きたい（収入のある仕事をしたい）か」という問いに対し、「70歳くらいまで働きたい」「70歳を超えても働きたい」「できるだけ生涯働き続けたい」と回答した方の割合の合計が、50歳代で43.0%、60歳代で50.6%にのぼっています。

また、県内の企業で66歳以上も勤務可能な制度を導入している企業の割合は35.2%であるほか〔三重労働局「高年齢者雇用状況報告（令和元年）」〕、県内の企業等に雇用されている者（企業等の役員を除く）のうち、65歳以上が占める割合は8.9%となっています〔平成29年就業構造基本調査〕。

#### (2) 高齢者就労に関する国の動き

国においては、これまで人生100年時代構想会議や未来投資会議において、高齢者の雇用促進について議論が行われてきたところです。こうした議論を受けて、令和元年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太方針）では、「人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である」として、70歳までの就業機会の確保を念頭に、多様な選択肢を法制度上整備するとしています。

### 2 これまでの取組と今後の課題

県は、これまで、三重県シルバー人材センター連合会に対し、補助金を交付して取組を支援するとともに、三重労働局等の関係機関と連携した高年齢者就職面接会の実施により、高齢者の就業機会の確保に努めてきました。

今後は、働く意欲のある高齢者が、希望する職種・職場で、その能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができるよう、関係機関と連携し、多様な働き方ができる環境の整備や、企業等とのマッチングの機会を充実していくための新たな取組が必要です。

また、労働力不足が続く中、企業等における高齢者の積極的な雇用を促進していくことも重要です。

### 3 今後の取組方向

今後は、これまで取り組んできた県シルバー人材センター連合会への支援等に加え、新たに、国の委託事業である「生涯現役促進地域連携事業」を活用し、働く意欲のある高齢者が、これまで培ってきた経験や能力を発揮することができるよう、地域の様々な主体が連携しながら、就業の機会を提供する取組を行います。

#### 《 生涯現役促進地域連携事業に係る構想提案の概要 》

本事業は、地方自治体をはじめ地域の様々な主体が参画する協議会等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施する国の委託事業です。

○委託先：地域の様々な主体が参画する協議会等

※再委託を含め自治体は直接受託しない。

○事業期間：最大3年度間

今後、協議会を設置し事業内容を検討したうえで、構想提案書を国へ提出し、令和2年度からの事業開始をめざします。

現時点で検討している事業内容は次のとおりです。

#### (1) 目的

働く意欲のある高齢者が、住み慣れた地域において、これまで培ってきた能力や経験を生かし、希望する職種・職場でいきいきと働くことができる「生涯現役社会」の実現をめざします。

また、事業者においては、高齢者を積極的に雇用することで、労働力の確保や生産性の向上につなげます。

#### (2) 県の事業実施スキーム

高齢者への就労支援は、働く意欲のある高齢者の掘り起こしなど、きめ細かな支援が必要であることから、市町をはじめ、地域の関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

このことから、事業の実施にあたっては、県内にモデル地域を設定したうえで、その地域の特色を生かして重点業種を設定するとともに、高齢者が働きやすい職場づくりに向け、ICTを積極的に活用するなど、高齢者就労の新たな仕組みづくりを行います。

#### (3) 協議会

県、モデル地域の各自治体のほか、経済団体、労働者団体、高齢者の就労支援を行っている団体、有識者が構成員となります。

#### (4) 重点業種とモデル地域の設定

##### ①重点業種の設定

県内の主要産業であり、かつ労働力不足が課題となっている「製造業」及び「観光業（宿泊業・飲食サービス業）」のほか、高齢者の活躍の余地が大きいと考えられる「介護・福祉分野等のサービス業」を重点業種として設定します。

## ②モデル地域の設定

事前に実施した各市町への事業実施意向調査における各自治体の意向等をふまえ、「製造業」については北勢地域の自治体、「観光業（宿泊業・飲食サービス業）」については南勢地域の自治体をモデル地域として設定します。

また、「介護・福祉分野等のサービス業」については、両地域共通の業種とします。

## (5) 取組内容

### 【高齢者への支援】

就労に向けた意識啓発（高齢者向けセミナー）や重点業種での就労に必要な技術・技能の習得に向けた支援（スキルアップ講座）を行います。

### 【事業者への支援】

高齢者雇用への意識啓発やノウハウを提供（事業者向けセミナー）するとともに、高齢者が働きやすい職場づくりに向けたアドバイス等の支援を行います。

### 【マッチング支援】

人材リストの作成や合同企業説明会の開催など、企業と高齢者とをマッチングする機会を創出します。

## (6) 今後のスケジュール

令和元年 12月中旬	協議会の設置、第1回協議会開催
2年 1月中旬	第2回協議会開催
1月末	厚生労働省へ事業構想提案書の提出
2月	審査会（国）へのプレゼンテーション
3月	地域高年齢者就業機会確保計画の大臣同意協議・同意
4月	契約手続き
5月	事業開始



## (6) 関西圏営業戦略の検討状況について

### 1 関西圏営業戦略の目的

本県にとって重要なマーケットである関西圏は、訪日外国人旅行者の急増、大阪府・市によるIR誘致表明、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催決定など、社会経済情勢が大きく変化しており、今後もこれらの動きが加速していくことが見込まれます。

これらのチャンスを最大限にキャッチアップし、より効果的な営業活動を展開していくため、関西圏営業戦略を策定します。

### 2 関西圏営業戦略（骨子）の概要

#### (1) 計画の位置づけ

関西圏営業戦略は、県全体の営業戦略として、三重県営業本部（本部長：三重県知事）が主体となって、情報発信、食の販路拡大、観光誘客など、関西圏における取組方針や具体的な取組を明示し、策定していきます。

#### (2) 計画期間

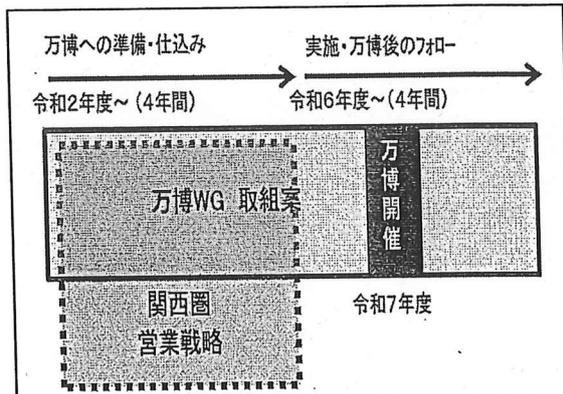
計画期間は、大阪・関西万博開催等のスケジュールを見据えた令和2年度からの4年間とします。

併せて、大阪・関西万博に向け、令和元年11月1日に三重県営業本部に「大阪・関西万博好機活用ワーキンググループ」を設置し、万博開催前・開催中・開催後それぞれのフェーズに向けた取組案を検討することとしています。

#### (3) 構成

- 第1章 関西圏及び三重県における社会経済情勢の変化
- 第2章 現行の関西圏営業戦略における取組の成果と課題
- 第3章 基本的な考え方
- 第4章 戦略的な営業活動の展開
- 第5章 取組目標と検証評価

※『関西圏営業戦略（骨子）』を参照



### 3 関西圏における戦略的な営業活動の展開

関西圏において、「三重」を知ってもらい、三重県産品の購入や来県などにつなげるため、以下のとおり、取組の重点化を図っていきます。

#### (1) 効果的な情報発信

- ・ 大阪に加え、神戸や京都のメディアに対する営業活動。
- ・ 旅行や買い物など関西圏在住者のライフスタイルに大きな影響力を持つ関西ローカルテレビ局等を活用した情報発信

#### (2) 県産品等の販路拡大

- ・ 関西圏の高級ホテル、スーパー、百貨店など高付加価値市場に対して、少量高品位の特性を生かした県産品等の販路拡大や「三重県フェア」の開催
- ・ 関西圏のバイヤー等の県内視察実施及び県内事業者等との商談会開催

#### (3) 観光誘客

- ・ 訪日外国人旅行者に人気のある観光コンテンツの旅行会社等への売り込み強化
- ・ 関西からの宿泊客を取り込むための体験メニュー等のセールス、教育旅行誘致

(4) 移住・UIターンの促進、企業誘致

- ・ふるさと回帰支援センターや関西圏の大学など、さまざまなネットワークを活用した県内への人の流れを活発にする取組の強化

(5) ネットワークの充実・強化

- ・関西圏に所在する総領事館等との連携強化による県内企業の海外販路拡大、海外企業の県内投資促進、グローバル人材の相互交流の促進
- ・ワールドマスタースゲームズ 2021 関西の機会を生かし、スポーツを通じた交流機会の機運醸成

4 目標の設定・検証

目標の設定・検証については、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(仮称)の目標項目を基本としつつ、独自の目標を設定し、検証していきます。さらに、県内市町・事業者等による関西圏での取組については、関係者に的確にフィードバックし、効果的な活動につなげていきます。

5 今後のスケジュール

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(仮称)や「みえ産業振興ビジョン」等との整合性を図りつつ、最終案をとりまとめ、令和2年3月の戦略企画雇用経済常任委員会にてお示しします。

## 1 関西圏における社会経済情勢の変化

### (1) 関西圏におけるビッグイベント

#### ① 大阪・関西万博の開催

「いのち輝く 未来社会のデザイン」をテーマに、令和7年5月3日～11月3日の185日間、大阪市・夢洲（ゆめしま）で開催することが決定しています。  
（想定来場者数：約2,800万人、経済波及効果（試算）：約2兆円）

#### ② ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催

ワールドマスターズゲームズは、世界最大級の生涯スポーツの総合競技大会で、令和3年5月14日～5月30日に、関西9府県（福井県、鳥取県、徳島県を含む）で開催されます。（目標参加者数：5万人（うち、海外参加者2万人））

### (2) 関西圏における各種開発の動き

#### ① 大阪IR基本構想案の発表

大阪府・市が「大阪IR基本構想（案）」を取りまとめ、夢洲への誘致方針を決定しています。（2024年開業目標）

#### ② 夢洲から近鉄沿線への直結アクセスの整備

近鉄グループホールディングス株式会社は、新「近鉄グループ経営計画」の中期計画（2019-2023年度）の中で、大阪・関西万博が開催される夢洲から近鉄沿線への直結アクセスを実現し、夢洲からの誘客を通じた交流人口の拡大を図る計画を公表しています。

### (3) その他の動き

大阪府に訪れる訪日外国人旅行者数が平成30年（2018年）に1,142万人となり、平成23年（2011年）の158万人から7年間で7.2倍と急増しています。（大阪府ホームページより）

関西地域における観光団体によると、「大阪、京都では抱えきれない訪日外国人旅行者宿泊客を周辺地域に受け入れてもらうことが重要で、関西における広域での取組に、三重県も参加してもらいたい」との意見をいただいています。

## 2 現行の関西圏営業戦略における取組の成果と課題

### (1) 成果

現行の関西圏営業戦略は、目標項目を「関西圏での企業等と連携した＜三重の認知度向上＞に向けて取り組んだ実践数」とし、平成28年度から令和元年度までの累計1,000件を目標値としています。

具体的には、三重の魅力の情報発信を目的に、自然・歴史・文化・食・観光をテーマとする講演会「コアな三重ファン講座」（年4回開催）や、「三重の食」の魅力発信を目的に、シェラトン都ホテル大阪、ウェスティン都ホテル京都、リーガロイヤルホテル大阪など、関西圏の有名ホテルのレストランと連携して開催した三重県フェア、さらには、観光誘客を目的に、県内市町・団体、事業者と連携したマスコミキャラバン及びプレスツアー（平成30年度（2018年）には20回・76社を訪問・案内し、うち70件の記事掲載）など、効果的な取組を実施してきました。

その結果、令和元年9月末時点の実績は828件で、目標を達成する見込みです。

### (2) 今後の課題

東京2020オリンピック・パラリンピック大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、大阪・関西万博のほか、三重とこわか国体・三重とこわか大会など、関西圏や県内のさまざまなビッグイベントの好機を活かし、効果的な営業活動を展開していく必要があります。

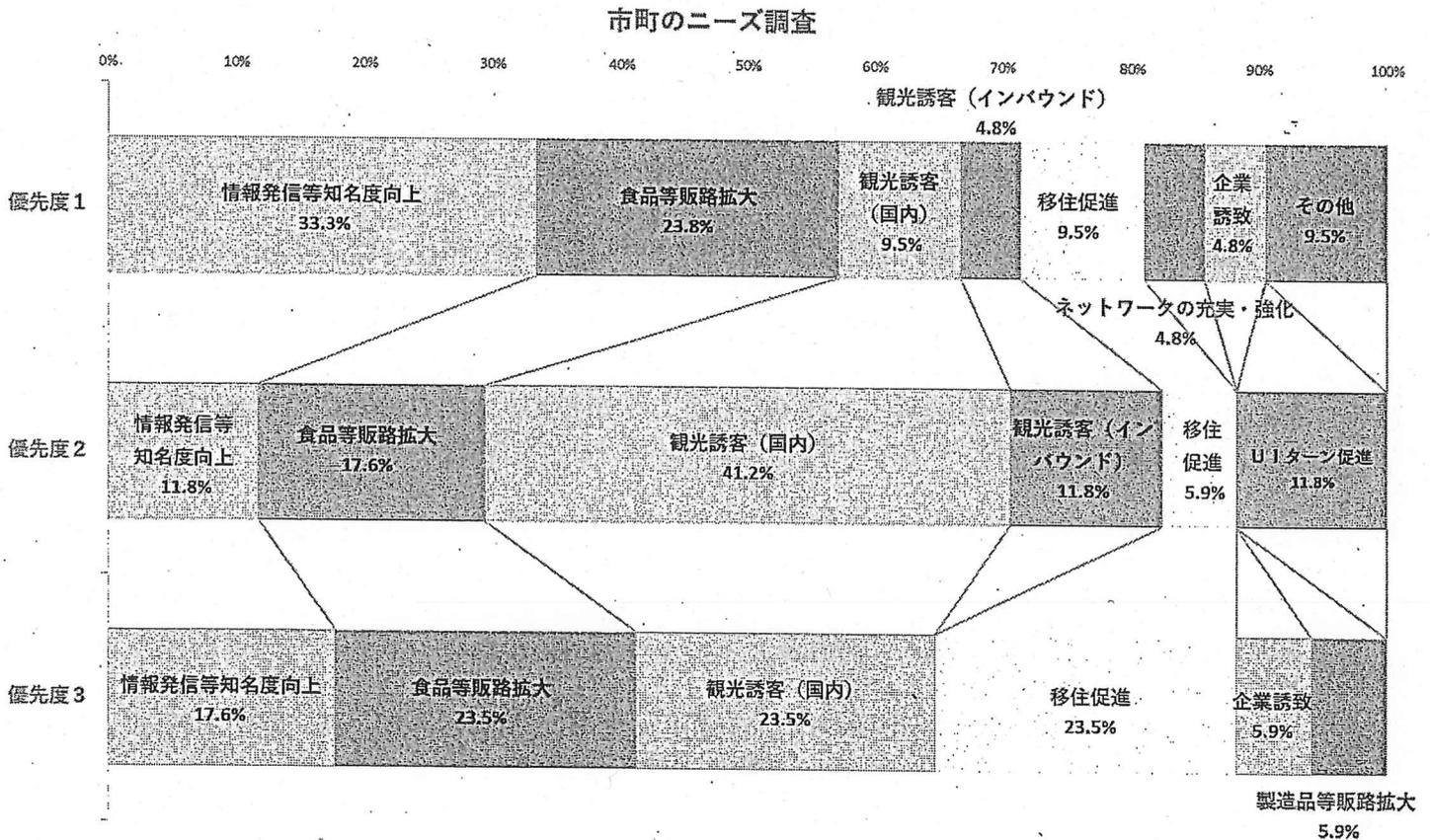
- ・ 大阪南部に比べて三重の認知度が低い大阪北部、京都、神戸での三重県のさらなる認知度向上

- ・ 関西圏に拠点を置く企業と県内事業者等とのビジネスマッチング機会のさらなる拡大
- ・ 大阪、京都等に来訪する訪日外国人旅行者のさらなる取り込み
- ・ 関西圏からの移住促進・UIターンのさらなる増加、関西圏に拠点を置く企業や海外企業の県内投資促進 など

### (3) 県内市町のニーズ調査

本年10月に、県内市町に対してアンケート調査を実施し、「今後、関西圏で展開しようとする営業活動のうち、優先して取り組みたい取組の上位3件は？」と尋ねたところ、「情報発信等知名度向上」が最も多く、以下「食品等販路拡大」、「観光誘客（国内・インバウンド合計）」の順でした。

また、情報発信の強化に関して、今後、関西圏での営業活動を強化する上で、県に期待する取組を尋ねたところ、「マスメディアへのPR・支援」が最も多く、以下「SNS等でのPR・支援」、「マスコミキャラバンでのPR・支援」の順でした。



# 関西圏営業戦略(骨子)

## 関西圏及び三重県における社会経済情勢の変化

### 第1章

#### 1 関西圏

- ・訪日外国人旅行者の増加
- ・ワールドマスターズゲームズ2021関西開催(令和3年)
- ・大阪・関西万博開催(令和7年)
- ・大阪府・市のIR誘致表明 など

#### 2 三重県

- ・新名神高速道路の開通
- ・改元に伴う伊勢神宮への参拝者の増加
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催(令和3年)
- ・第63回神宮式年遷宮 諸祭・行事スタート(令和7年)
- ・近鉄グループホールディングス(株)による夢洲から近鉄沿線への直結アクセスの整備
- ・リニア中央新幹線(東京～名古屋間)の開業(2027) など

## 21 現行の関西圏営業戦略における取組の成果と課題

### 第2章

#### 1 取組の成果

目標項目: 関西圏での企業等と連携した「三重の認知度向上」に向けて取り組んだ実践数  
期間: 平成28年度～令和元年度(累計)  
目標値: 1000件 ⇒ 実績(令和元年9月末時点): 828件

#### 2 今後の課題

- 東京2020オリンピック・パラリンピック大会、三重とこわか国体・三重とこわか大会、ワールドマスターズゲームズ 2021関西、大阪・関西万博、大阪IR誘致など様々なビッグイベントの好機を活かした営業活動の展開が必要
- ・大阪南部に比べて三重の認知度が低い大阪北部、京都、神戸)での三重県のさらなる認知度向上
  - ・関西圏に拠点を置く企業と県内事業者等とのビジネスマッチング機会のさらなる拡大
  - ・大阪、京都等に来訪する訪日外国人旅行者のさらなる取り込み
  - ・関西圏からの移住促進・UIターンのさらなる増加、関西圏に拠点を置く企業や海外企業の県内投資促進 など

## 基本的な考え方

### 第3章

大阪・関西万博に向けての重要な準備期間として、関西圏における営業活動の考え方や方針をとりまとめます。

#### 1 関西圏営業戦略の位置づけ・

##### 計画期間

- ・三重県営業本部が主体となり、県全体の戦略として位置づける
- ・大阪・関西万博等のスケジュールを見据え、令和2年度から令和5年度 までの4年間
- ・「みえ県民ビジョン・第三次行動計画(仮称)」、みえ産業振興ビジョン、三重県観光振興基本計画などと整合を図る

#### 2 めざすべき将来像

- ・関西圏で三重県の認知度が高まっている
- ・関西圏で県産品等の販路が拡大している
- ・関西圏から三重県へ多くの観光客が訪れている
- ・関西圏からの移住、UIターン就職が増えている
- ・関西圏の企業や海外企業の県内投資が増えている

#### 3 営業展開の柱

- (1) 効果的な情報発信
- (2) 県産品等の販路拡大
- (3) 観光誘客
- (4) 移住・UIターンの促進、企業誘致
- (5) ネットワークの充実・強化

#### 4 基本的な考え方

- ・県内市町・団体等や、関西圏で三重にゆかりのある企業等との連携を強化し、オール三重での営業活動を複合的かつ効果的に展開
- ・Society5.0やSDGsの視点を取り入れる
- ・戦略の推進にあたってのコンセプトを検討

## 戦略的な営業活動の展開

### 第4章

市町・関係団体等のニーズを掘り下げたうえ、営業展開の柱ごとにターゲットを絞り込んだ具体的な取組を検討します。

#### (1) 効果的な情報発信

- ・大阪に加え、神戸や京都のメディアに対する営業活動
- ・旅行や買い物など関西圏在住者のライフスタイルに大きな影響力を持つ関西ローカルテレビ局等を活用した情報発信

#### (2) 県産品等の販路拡大

- ・関西圏の高級ホテル、スーパー、百貨店など高付加価値市場に対する少量高品位の特性を生かした県産品等の販路拡大や「三重県フェア」の開催
- ・関西圏のバイヤー等の県内視察実施及び県内事業者等との商談会開催

#### (3) 観光誘客

- ・訪日外国人旅行者に人気のある観光コンテンツの旅行会社等への売り込み強化
- ・関西からの宿泊客を取り込むための体験メニュー等のセールス、教育旅行誘致

#### (4) 移住・UIターンの促進、企業誘致

- ・ふるさと回帰支援センターや関西圏の大学など、さまざまなネットワークを活用した県内への人の流れを活発にする取組の強化

#### (5) ネットワークの充実・強化

- ・関西圏に所在する総領事館等との連携強化による県内企業の海外販路拡大、海外企業の県内投資促進、グローバル人材の相互交流の促進
- ・ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催の機会を生かし、スポーツを通じた交流機会の機運醸成

## 取組目標と検証評価

### 第5章

具体的な数値目標と検証評価方法などを検討します。

#### 1 営業展開の目標

#### 2 検証評価

- ・県内市町・事業者等による関西圏での取組について、関係者への確にフィードバックし、効果的な活動につなげていきます。



## (7) 三重県新エネルギービジョン（中間案）について

三重県新エネルギービジョンの改定については、県議会常任委員会や、有識者による「三重県新エネルギービジョン推進会議」においてご意見をいただくとともに、県庁各部局の関係する計画等との調整を図り、エネルギー対策本部会議において中間案を取りまとめました。

### 1 中間案・素案（前回常任委員会提出資料）からの主な変更点について

#### (1) 目標値の見直し

令和5年度の新エネルギー導入目標値について、算定の起点となる令和元年度導入実績のうち、暫定値であった「①太陽光発電」「⑦ユージェネレーション」「⑨次世代自動車」が確定したことから、当該新エネルギーにかかる次期中期目標の目標値の見直しを行いました。

#### (2) 各取組方向における注力する取組を追加

取組方向1から5について、それぞれ令和2年度から4年間で注力する取組内容を追加しました（詳細は、別冊2のとおり）。

#### 取組方向1 新エネルギーの導入促進

##### <注力する取組>

- 地域との共生が図られるよう新エネルギーを促進  
⇒ 「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の適正運用
- 安全、安心な太陽光発電事業  
⇒ 保守管理を行う事業者のデータベース化など、保守管理の適正化に向けた取組

#### 取組方向2 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進

##### <注力する取組>

- 自家消費の推進  
⇒ 蓄電池や燃料電池等との組合せにより、効率的に家庭内で電力を使用する高度利用を促進
- 中小企業等を支援する省エネプラットフォーム事業の活用・促進  
⇒ 中小企業の省エネルギーの取組に対する支援

### 取組方向3 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

#### <注力する取組>

- エネルギー地産地消のまちづくり支援  
⇒ おわせSEAモデル協議会など、エネルギーの地産地消に向けた取組に対する支援
- Society5.0で実現する社会  
⇒ Society5.0時代を意識した、ビッグデータを活用（電力需要予測、仮想発電所（VPP）など）する取組の促進

### 取組方向4 環境・エネルギー関連産業の育成と集積

#### <注力する取組>

- 環境・エネルギー関連技術支援  
⇒ 光・熱ハイブリッド型の創エネ・蓄エネ技術確立の取組に対する支援

### 取組方向5 次世代の地域エネルギー等の活用推進

#### <注力する取組>

- バイオリファイナリー関連プロジェクト  
⇒ バイオプラスチック原料の量産化や、セルロースナノファイバーを製造する企業の取組に対する、産学官の連携体制の構築・支援

## 2 今後のスケジュール

これまでの議論をふまえて最終案を取りまとめ、庁内のエネルギー対策本部会議での審議を経て、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」第2条第2号に定める中長期的な計画として、三重県新エネルギービジョンの改定に係る議案を2月定例会議に提出する予定です。

12月～1月上旬 最終案に向けた検討

1月中旬 エネルギー対策本部幹事会、本部会議（最終案提示、確定）

2月 県議会2月定例会議へ議案提出

**【参考】第3回三重県新エネルギービジョン推進会議（11月19日開催）における委員の主な意見**

- ・ 県内の主なバイオマス発電所について、木材とプラスチックを混焼する設備や、生ゴミや紙等の廃棄物発電所についても「バイオマス発電所」として評価してよいか検討すること。（→P16）
- ・ 農地へのソーラーパネル設置のように、別事業との組み合わせで、うまくソーラーを活用している事例をコラムとして取りあげてはどうか。（→P23）
- ・ 取組方向2について、省エネの普及啓発や省エネ設備の導入促進はもちろんだが、エネルギーを使わないことが大前提であることから、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進といったことも伝えていく必要がある。（→P29）
- ・ エネルギーを使用する側の事例が少ないのではないかと感じた。産業部門においても新エネルギーを効率良く使用している例があるので、省エネについてももう少し書き入れてはどうか。新エネルギーを賢く使うことで結果的に省エネにつながっているということを加えれば良いと考えている。（→P29）
- ・ 「計画の推進」について、市町の担当者と定期的に勉強会を開催するといった記述など、もうすこし踏み込んだ内容にしてはどうか。（→P46）



三重県内のエネルギー導入実績と次期中期目標の設定

下線部は、前回からの修正箇所

新エネルギーの種類	実績			中期目標 令和元年度 (2019年度) (B)	進捗率 (A/B)	次期中期目標 令和5年度 (2023年度)	長期目標 令和12年度 (2030年度)
	平成27年度 (2014年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度) (A)				
① 太陽光発電	64.6万kW (18.9万kL)	150.3万kW (44.0万kL)	<u>184.1万kW</u> <u>(53.9万kL)</u>	103.3万kW (30.3万kL)	178.2%	<u>205.6万kW</u> <u>(60.2万kL)</u>	219.3万kW (64.2万kL)
② 太陽熱利用	0.2万kL	0.2万kL	0.2万kL	0.3万kL	64.8%	0.4万kL	0.7万kL
③ 風力発電	7.3万kW (3.3万kL)	18.1万kW (8.1万kL)	18.1万kW (8.1万kL)	18.1万kW (8.1万kL)	100.0%	22.0万kW (9.9万kL)	28.8万kW (13.0万kL)
④ バイオマス発電	7.3万kW (11.5万kL)	11.4万kW (18.0万kL)	11.5万kW (18.1万kL)	12.1万kW (19.0万kL)	94.9%	11.9万kW (18.8万kL)	12.8万kW (20.2万kL)
⑤ バイオマス熱利用	5.5万kL	5.1万kL	5.2万kL	6.7万kL	78.2%	7.0万kL	10.2万kL
⑥ 中小水力発電	0.59万kW (0.8万kL)	0.66万kW (0.9万kL)	0.66万kW (0.9万kL)	0.64万kW (0.9万kL)	102.3%	0.67万kW (0.9万kL)	0.71万kW (1.0万kL)
⑦ コージェネレーション	44.3万kW (23.5万kL)	44.5万kW (23.6万kL)	<u>47.4万kW</u> <u>(25.1万kL)</u>	46.6万kW (24.7万kL)	101.8%	<u>48.1万kW</u> <u>(25.5万kL)</u>	49.4万kW (26.2万kL)
⑧ 燃料電池	0.2万kW (0.1万kL)	0.3万kW (0.2万kL)	0.4万kW (0.2万kL)	0.6万kW (0.3万kL)	62.7%	2.0万kW (1.0万kL)	4.8万kW (2.5万kL)
⑨ 次世代自動車	9.4万台 (3.4万kL)	15.5万台 (5.7万kL)	<u>17.5万台</u> <u>(6.4万kL)</u>	15.7万台 (5.7万kL)	111.7%	<u>23.7万台</u> <u>(8.6万kL)</u>	34.5万台 (12.6万kL)
⑩ ヒートポンプ	9.8万台 (3.7万kL)	12.4万台 (4.7万kL)	13.4万台 (5.1万kL)	10.9万台 (4.1万kL)	123.2%	13.7万台 (5.2万kL)	14.3万台 (5.4万kL)
従来型一次エネルギーの 削減量合計 (上段：原油換算) (下段：世帯数換算)	70.9万kL 38.4万世帯	110.5万kL 59.9万世帯	<u>123.2万kL</u> <u>66.8万世帯</u>	100.2万kL 54.3万世帯	123.1%	<u>137.6万kL</u> <u>74.7万世帯</u>	155.9万kL 84.5万世帯

(注) 実績とは、前年度3月末の集計値を示す。



計画期間：平成28（2016）年度から令和12（2030）年度まで

- はじめに
- 1 改定の趣旨 ○エネルギーをめぐる環境変化をふまえ、長期目標に向けた次期中期目標を定めるための改定。
  - 2 計画の性格 ○県民、行政、事業者等の共通指針 ○県総合計画「みえ県民カビジョン」の個別計画
  - 3 計画期間 (1) 長期計画 2016年度から2030年度まで (2) 中期計画 2020年度から2023年度まで

第1章 エネルギーをめぐる現状と課題

1 国のエネルギーをめぐる状況（2020時点）

- (1) 東日本大震災後のエネルギー需給動向
- (2) エネルギー基本計画の見直し  
○エネルギーミックスの実現と2050年を見据えたシナリオ
- (3) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し  
○2021年3月末までに抜本見直し
- (4) 新たな温室効果ガス削減目標の設定  
○2030年度 2013年度比で26%削減
- (5) 電源構成の見直し  
○エネルギーミックスの据え置き（2030年度の再生エネ構成22～24%）
- (6) 電力システム改革の動き  
○広域連携、電力小売全面自由化、発送電分離
- (7) ガスシステム改革の動き  
○ガス小売全面自由化、大手3社導管部門分離
- (8) 国民のエネルギーに関する意識
- (9) SDGsへの対応、Society5.0の実現  
○IoT、AI等を活用した地域課題解決

2 三重県のエネルギーをめぐる現状と課題

- (1) 三重県のエネルギー消費の状況  
○産業部門が全体の67%（全国平均49%）
- (2) 三重県のエネルギーの需給状況  
○発電量は消費電力の1.47倍。
- (3) 三重県のエネルギー供給施設  
○火力発電648万kW、再エネ226万kW
- (4) 三重県の自然特性と再生可能エネルギーの導入  
○日照時間2,181時間（全国平均2,004時間）  
○風況の良い地域1,800㎢（県土の3分の1）  
○森林面積3,700㎢（県土の3分の2）
- (5) 想定される南海トラフ地震の発生と自立分散型電源の確保  
○再生可能エネルギーの導入や蓄電池の配備等
- (6) 地方創生及び人口減少対策
- (7) 環境・エネルギー関連産業の状況
- (8) 次世代の地域エネルギー等の活用
- (9) 産学官連携によるビジョンの具現化に関する取組
- (10) 地球温暖化に関する県民・事業者の意識  
○新エネ及び省エネ導入への意識は高い。

第2章 基本理念、将来像、基本方針及び長期目標

1 基本理念 エネルギーイノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力の向上

「みえの地域エネルギー力」とは、県民、地域団体、事業者、大学、行政などの多様な主体が、ライフスタイルや事業活動におけるエネルギーの使い方と意識を変革しながら、エネルギーの地産地消、環境・エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進を協創の考え方で進めていく力のことであり、SDGsやSociety5.0といった視点を踏まえ、地域との共生を図りながら、その持続的な向上を図ることを基本理念とします。

2 将来像

- (1) 新エネルギーの導入が進んだ社会  
○県民、事業者の意識の高まり ○災害時にも自立分散型電源が確保
- (2) 環境に配慮し効果的なエネルギー利用が進んだ社会  
○ライフスタイルと事業活動の変革によるエネルギーの効果的な利用
- (3) 環境・エネルギー関連産業の振興による元気な社会  
○事業者、大学等の研究開発。バイオリアクター等による地域経済活性化

3 基本方針

- (1) 新エネルギーの導入促進  
○環境負荷の少ない安全で安心な新エネルギーの導入を進める。
- (2) 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進  
○家庭、事業者への省エネ、高効率設備の導入を進める。
- (3) 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進  
○地域課題解決に向け地域主体のエネルギーに関するまちづくりを進める。
- (4) 環境・エネルギー関連産業の育成と集積  
○人材育成、研究開発、販路拡大、設備投資、立地を進める。
- (5) 次世代の地域エネルギー等の活用推進  
○水素エネルギーやバイオリアクターなどの活用を進める。

4 長期目標：令和12（2030）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約84.5万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

- (1) 考え方：これまでの県内の導入実績と今後の導入見込みをふまえつつ、国の導入見直しによる三重県の導入想定推計値を優先的な目標として設定。
- (2) 「新エネルギー」の種類  
○再生可能エネルギー ①太陽光発電 ②太陽熱利用 ③風力発電 ④バイオマス発電  
⑤バイオマス熱利用 ⑥中小水力発電  
○革新的な高度利用技術（エネルギーの需要を減らした分を地域で発電したものとみなす）  
⑦コージェネレーション（燃料電池除く） ⑧燃料電池（イ燃料电池）  
⑨次世代自動車（EV、FCV等） ⑩ヒートポンプ（コージェネ）

第4章 計画の推進 県、市町、県民、事業者、地域団体等のステークホルダー（関係者）が協創の考え方のもとで取組を進め、継続的に改善を行う。

計画期間：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで

第3章 中期目標及び取組方向

中期目標：令和5（2023）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約74.7万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

取組方向1：新エネルギーの導入促進

- (1) 新エネルギーの導入支援（太陽光発電⇒適正導入の推進や自家消費型の導入促進、太陽熱利用⇒関係団体等と連携した普及促進、木質バイオマス発電⇒燃料安定支援、バイオマス熱利用⇒関係団体等と連携した普及促進、中小水力発電⇒地産地消支援）
- (2) 公共施設への新エネルギー率先導入（県施設への太陽光発電導入等）

目標項目：新エネルギーの導入量（累計）  
目標値：74.7万世帯（令和5年度）

注力する取組  
☆地域との共生が図られるよう新エネルギーを促進ガイドラインの適正運用  
☆安全、安心な太陽光発電事業  
保守管理の適正化に向けた取組（データ活用）

取組方向2：家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進

- (1) 家庭への省エネ・節電の普及啓発及びエネルギー効率の高い設備等の導入促進
- (2) 事業者へのエネルギー効率の高い設備等の導入促進（省エネ設備・コージェネ等の導入促進）
- (3) エネルギーマネージメントシステムの導入促進による省エネの推進（HEMS、BEMS等の導入促進）
- (4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ビル）化の促進
- (5) 次世代自動車の導入促進（国の支援策の活用、EVを活用した低炭素なまちづくり）

目標項目：事業者等の新エネルギーの普及啓発の取組数（累計）  
目標値：98件（令和5年度）  
※現状値：48件（平成30年度）

注力する取組  
☆自家消費の推進  
蓄電池や燃料電池との組合せによる高度利用  
☆省エネプラットフォーム  
中小企業の省エネ支援

取組方向3：創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

- (1) 地域課題解決に向けた地域主体のまちづくりの支援
- (2) 防災まちづくりの推進（太陽光発電と蓄電池等による自立分散型電源の設置）
- (3) 継続可能な仕組みの検討（多面的機能を有する地域の取組が継続する仕組み）
- (4) エネルギー地産地消による地域内経済循環に対する支援

目標項目：まちづくりへの支援件数（累計）  
目標値：36件（令和5年度）  
※現状値：30件（平成30年度）

注力する取組  
☆エネルギー地産地消のまちづくり支援  
おわせSEAモデル協議会など  
☆Society5.0で実現する社会  
ビッグデータの活用（電力需要予測、VPP）

取組方向4：環境・エネルギー関連産業の育成と集積

- (1) ネットワークづくり・人材の育成（ネットワークの拡大、高等教育機関との連携）
- (2) 研究開発の促進（技術支援、専門家派遣等）
- (3) 販路拡大・市場拡大・設備投資及び立地の促進（技術交流会等による販路拡大等）

目標項目：企業との共同研究の件数（累計）  
目標値：58件（令和5年度）  
※現状値：30件（平成30年度）

注力する取組  
☆環境・エネルギー関連技術支援  
光・熱ハイブリッド型の創エネ・蓄エネ技術の確立

取組方向5：次世代の地域エネルギー等の活用推進

- (1) バイオリアクターの推進（研究開発支援）
- (2) 次世代の地域エネルギー等の活用にかかる情報収集、普及啓発等

目標項目：利活用に向けた普及啓発の取組  
目標値：16件（令和5年度）

注力する取組  
☆バイオリアクター関連プロジェクト  
バイオプラスチック、セルロースバイオエタノール



## (8) 三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正 (中間案) について

### 1 条例改正の趣旨

県では、三重県中小企業・小規模企業振興条例（以下、「条例」という。）を平成 26 年 4 月に施行し、本県経済をけん引し地域社会の持続的な形成及び維持に寄与する中小企業・小規模企業の重要性の認識のもと、三重県版経営向上計画の認定や人材育成・確保、事業承継への支援など、中小企業・小規模企業の振興に係る施策を総合的に推進しています。

しかしながら、条例の施行から 5 年が経過し、労働力不足や働き方改革、情報通信技術の進展、自然災害の頻発など、経済的社会的環境の変化により企業を取り巻く環境に大きな変化が生じています。

こうした状況を踏まえ、支援施策の実施状況等について検証したところ、今後、企業を取り巻く新たな課題に的確に対応するためには、条例の規定を整備して施策をより体系的・効果的に展開していく必要があることから、条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の基本的な考え方

- (1) 改正箇所については、経済的社会的環境の変化をふまえた時代潮流の視点や基本的施策を追加する限定的なものであることから、条例の一部を改正します。
- (2) 改正にあたっては、「みえ産業振興ビジョン」や「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（仮称）等をふまえて検討します。
- (3) みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会への意見聴取等を通じて、企業や市町、支援機関等の意見を反映します。

### 3 主な改正内容

#### (1) 前文への追記

情報通信技術の進展や持続可能な社会の実現、新たな価値の創出など、経済的社会的環境に対する課題認識等について、前文に追記します。

#### (2) 基本的施策の追加

##### ① 若者等の就職・定着の促進（第 17 条）

人材の育成・確保を図るため、県内外の若者等の県内企業への就職・定着の促進及び外国人労働者の就労支援について新たに定めます。

##### ② 働き方改革の促進（第 18 条）

働き方改革に対応するため、ワーク・ライフ・バランスや従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備について新たに定めます。

##### ③ 新事業の創出（第 20 条）

新たな発想や技術を活用した新事業の創出を促進するため、人材育成や革新的な技術の普及について新たに定めます。

④ 情報通信技術の活用（第 23 条）

情報通信技術を活用した生産性向上や経営の向上を促進するため、情報通信技術の導入やデータ利活用等について新たに定めます。

⑤ 防災・減災対策の強化（第 24 条）

防災・減災対策を強化するため、事業活動の継続に係る事前計画の策定支援等について新たに定めます。

4 施行日

条例を施行するために、特段の準備や周知のための期間が必要ないことから、施行日は公布の日とします。

5 今後のスケジュール

12 月 みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会への意見聴取

2 月 県議会 2 月定例会月会議へ議案提出

三重県中小企業・小規模企業振興条例 改正中間案（新旧対照表）

改正案	現行	備考（改正理由）
<p>本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。</p> <p>本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。</p> <p>昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増す中、<u>情報通信技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造が著しく変化しており</u>、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、<u>今後、少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、経済発展と社会的課題の解決の両立</u>が一層求められる。</p>	<p>本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。</p> <p>本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。</p> <p>昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、<u>人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における新たな社会的な課題の解決への対応</u>が一層求められる。</p>	<p>情報通信技術の進展や持続可能な社会の実現について追加</p>
<p>今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を<u>発揮するとともに、知恵、知識及び技術を積極的に取り込み、それらを組み合わせ又は繋ぎ直す</u>ことで、<u>新たな価値を創出し</u>、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を<u>発揮し</u>、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>知恵や知識、技術による新たな価値の創出について追加</p>

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、職場環境の整備、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、海外への進出及び海外の企業との連携、情報通信技術の活用、防災・減災対策など中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び海外の企業との連携など中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環

境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義)

第二条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次に掲げる事業者であつて県内に主たる事務所又は事業所を有するもの(次項に規定する小規模企業を除く。)とし、その範囲は、県の施策が次条の基本理念(以下この条及び第四条から第十二条までにおいて「基本理念」という。)の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業と

境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義)

第二条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次に掲げる事業者であつて県内に主たる事務所又は事業所を有するもの(次項に規定する小規模企業を除く。)とし、その範囲は、県の施策が次条の基本理念(以下この条及び第四条から第十二条までにおいて「基本理念」という。)の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業と

して営むもの

2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、その範囲は、県の施策が基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

3 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、第一項に規定する中小企業及び前項に規定する小規模企業をいう。

4 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第三条に規定する商工会（第十五条第二項において「商工会」という。）、同法第五十五条の二に規定する商工会連合会、商工会議所法（昭和三十八年法律第百四十三号）第六条に規定する商工会議所（第十五条第二項において「商工会議所」という。）、中小企業等協同組合法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七十条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法（昭和三十八年法律第百九十六号）第一条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。

5 この条例において「教育機関」とは、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

して営むもの

2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、その範囲は、県の施策が基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

3 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、第一項に規定する中小企業及び前項に規定する小規模企業をいう。

4 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第三条に規定する商工会（第十五条第二項において「商工会」という。）、同法第五十五条の二に規定する商工会連合会、商工会議所法（昭和三十八年法律第百四十三号）第六条に規定する商工会議所（第十五条第二項において「商工会議所」という。）、中小企業等協同組合法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七十条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法（昭和三十八年法律第百九十六号）第一条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。

5 この条例において「教育機関」とは、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業・小規模企業の振興については、中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興については、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みることがを旨としなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第十五条第一項及び第二十一条において同じ。）の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援することを旨としなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興については、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関（県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第二項及び第十条において同じ。）、大企業（中小企業・小規模企業以外の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第二項及び第十一条において同じ。）及び県民が連携し、及び協力することを旨としなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策につ

(基本理念)

第三条 中小企業・小規模企業の振興については、中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興については、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みることがを旨としなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第十五条第一項及び第二十条において同じ。）の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援することを旨としなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興については、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関（県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第二項及び第十条において同じ。）、大企業（中小企業・小規模企業以外の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第二項及び第十一条において同じ。）及び県民が連携し、及び協力することを旨としなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策につ

いて策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

(中小企業・小規模企業の主体的な努力)

第五条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県、他の市町等と連携し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業に関する団体の役割)

第七条 中小企業・小規模企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるも

いて策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

(中小企業・小規模企業の主体的な努力)

第五条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県、他の市町等と連携し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業に関する団体の役割)

第七条 中小企業・小規模企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるも

のとする。

(教育機関の役割)

第八条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第九条 高等教育機関(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。第十七条第一項及び第二十二条第二項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第十条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第十一条 大企業は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携した事業の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

のとする。

(教育機関の役割)

第八条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第九条 高等教育機関(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。第十七条第一項及び第二十一条第二項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第十条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第十一条 大企業は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携した事業の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第十二条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興)

第十三条 県は、ものづくり産業(製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。)に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化(工業製品の付加価値を高めることをいう。)並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化)

第十四条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解及び協力)

第十二条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興)

第十三条 県は、ものづくり産業(製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。)に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化(工業製品の付加価値を高めることをいう。)並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化)

第十四条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第二条第二項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（小規模企業に対する支援）

第十五条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。

2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（三重県版経営向上計画の認定等）

第十六条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下この条におい

2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第二条第二項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（小規模企業に対する支援）

第十五条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。

2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（三重県版経営向上計画の認定等）

第十六条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下この条におい

て単に「計画」という。)を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前項の認定を受けようとする中小企業・小規模企業の概要
- 二 経営の向上に係る事業の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 計画が経営の向上を確実に遂行するに当たり適切なものであること。
- 二 計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。

4 県は、第一項の規定による計画の認定を受けた中小企業・小規模企業(以下この条において「認定中小企業・小規模企業」という。)が計画を着実に実行できるよう、認定中小企業・小規模企業に対して資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。

5 認定中小企業・小規模企業は、第一項の認定を受けた計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当す

て単に「計画」という。)を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前項の認定を受けようとする中小企業・小規模企業の概要
- 二 経営の向上に係る事業の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 計画が経営の向上を確実に遂行するに当たり適切なものであること。
- 二 計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。

4 県は、第一項の規定による計画の認定を受けた中小企業・小規模企業(以下この条において「認定中小企業・小規模企業」という。)が計画を着実に実行できるよう、認定中小企業・小規模企業に対して資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。

5 認定中小企業・小規模企業は、第一項の認定を受けた計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当す

ると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた計画（前項の規定による変更があったときは、当該変更後の計画をいう。以下この条において同じ。）に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従って事業を行っていないとき又は計画に虚偽の記載をして第一項の認定を受けたとき。

二 中小企業・小規模企業に該当しなくなったとき。

7 前各項に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

（人材の育成及び確保）

第十七条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。）のための取組及び県内外の若者等の県内企業への就職及び定着の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

ると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた計画（前項の規定による変更があったときは、当該変更後の計画をいう。以下この条において同じ。）に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従って事業を行っていないとき又は計画に虚偽の記載をして第一項の認定を受けたとき。

二 中小企業・小規模企業に該当しなくなったとき。

7 前各項に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

（人材の育成及び確保）

第十七条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。）のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

県内外の若者等の県内企業への就職・定着の促進に係る基本的施策の追加

外国人労働者の就労支援に係る規定の追加

<p>(職場環境の整備)</p> <p><b>第十八条</b> 県は、多様な人材が個々の事情に応じた働き方を実現しその能力を最大限発揮できるよう、中小企業・小規模企業におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)及び従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>働き方改革に係る基本的施策の追加</p>
<p>(資金供給の円滑化)</p> <p><b>第十九条</b> 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(資金供給の円滑化)</p> <p><b>第十八条</b> 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	
<p>(創業及び第二創業の促進)</p> <p><b>第二十条</b> 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業(既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この項において同じ。)を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(創業及び第二創業の促進)</p> <p><b>第十九条</b> 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業(既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この条において同じ。)を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	
<p><b>2</b> 県は、中小企業・小規模企業による新たな発想や技術を活用した新事業の創出を促進するため、創造的な視点を有する人材の育成及び活用並びに革新的な技術の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>新事業創出に係る規定の追加</p>
<p>(事業承継への支援)</p> <p><b>第二十一条</b> 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸す</p>	<p>(事業承継への支援)</p> <p><b>第二十条</b> 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸す</p>	

することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)

**第二十二條** 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県及び市町が、経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用)

**第二十三條** 県は、中小企業・小規模企業における情報通信技術を活用した生産性向上や経営の向上を促進するため、情報通信技術の導入、活用及びデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

ることなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)

**第二十一條** 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県及び市町が、経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新設)

情報通信技術の活用に係る基本的施策の追加

(防災・減災対策等への支援)

第二十四条 県は、自然災害その他の(新設)

事業活動の基盤における重大な障害(以下この条において「災害等」という。)が発生した場合においても、中小企業・小規模企業が円滑に事業を再開し、又は継続し、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事業活動の継続に資する事前計画の策定の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の提供及び顕彰)

第二十五条 県は、中小企業・小規模企業が有する魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

(みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等)

第二十六条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び顕彰)

第二十二條 県は、中小企業・小規模企業が有する魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

(みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等)

第二十三條 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十四條 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

防災・減災対策に係る基本的施策の追加

## (9) 三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）最終案について

### 1 三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）最終案の概要（資料1）

三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）最終案では、中間案等に対する意見をふまえ、本文の加筆修正を行いました。

最終案の概要は資料1のとおりで、最終案の本文は別冊4のとおりです。

### 2 中間案からの主な変更点

令和元年三重県議会定例会9月定例会議の戦略企画雇用経済常任委員会において説明をいたしました「中間案」から、次の(1)から(3)の変更を行いました。パブリックコメント及び三重県観光審議会での意見の概要については、資料2のとおりです。

#### (1) パブリックコメントにおける主な意見の反映

令和元年10月10日から11月11日まで、三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）案に対してパブリックコメントの募集を行った結果、49件の意見をいただき、主な意見を最終案に反映しました。

#### (2) 三重県観光審議会における主な意見の反映

第3回三重県観光審議会（令和元年11月25日開催）において、三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）案について審議いただき、主な意見を最終案に反映しました。

#### (3) 「参考資料編」の追加

新たに、「各種統計資料」「ヒアリング・アンケート結果」「条例（本文）」を追加しました。【別冊4 P31～52】

### 3 今後の進め方

常任委員会で審議いただいた計画案を「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」第2条第2号に定める中長期的な計画として、令和2年三重県議会定例会2月定例会議に議案として提出します。



策定のポイント

「サステイナブルな観光振興」

次期遷宮を見据えて

「観光×SDGs  
×Society5.0」

① **社会変化・課題への的確な対応（旅行者目線で変革し続ける）**

- NEW 1. AI・ICT等新技術の活用 ⇒ デジタルマーケティング推進、MaaS、次世代モビリティ、空飛ぶクルマ、AIチャットボット
- NEW 2. 交通サービスの充実 ⇒ 交通空白地域、時間における交通サービス充実化の取組を検討
- NEW 3. 観光推進組織・財源 ⇒ オール三重での観光推進のあり方を検討

② **働き手目線の導入** 人口減少社会・少子超高齢化も見据えて

- NEW 1. 目標値の導入 ⇒ 新しい目標として、働き手目線での収入額に関する目標を設定
- NEW 2. 就業・起業等 ⇒ 働き方改革、食の人材育成、就業や起業、事業承継等への支援

③ **イベントに頼らずに誘客できる三重のブランド力向上** リニア開業も見据えて

- 1. 体験型観光の創出 ⇒ 自然、文化、食、スポーツ、ナイトタイムエコノミー、ゴルフツーリズムなど多様な観点から複合的に滞在魅力を向上
- 2. インバウンド・富裕層 ⇒ 外国人倍増目標、客が客を呼ぶサイクルの確立、外資系ホテル誘致、クルーズ・スーパーヨット誘致

# 三重県観光振興基本計画(最終案) (令和2(2020)年度~5(2023)年度)の概要

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

社会経済情勢の変化等を踏まえ、「三重県観光振興基本計画」の新計画を「みえの観光振興に関する条例」第21条の規定に基づき策定します。

### 2 計画の性格

本計画は、県が取り組む観光振興に関する施策等を明らかにした行政計画であり、めざすべき三重県観光の将来の姿とその実現に向けた方向性を共有するための共通指針となるものです。

### 3 計画期間

概ね10年先を見据えつつ、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間とします。

## 第2章 三重の観光を取り巻く状況

### 1 これまでの4年間と新たな時代の三重の観光

平成30年には、観光消費額は、4年連続で増加し、神宮式年遷宮のあった平成25年の5,342億円に次ぐ過去2番目となる5,338億円と高水準を維持し、観光の産業化に向けた取組が着実に実を結びつつあります。令和という新たな時代を迎え、さまざまな社会変化に対応しながら、観光の目的地として三重が世界の人々から選ばれるよう、三重の強みを生かした観光の魅力づくりや国内外からの誘客拡大、観光産業の魅力向上にオール三重で取り組む必要があります。

### 2 観光を取り巻く環境

観光産業は、本県経済の稼ぎ手としてさらなる発展が期待されるとともに、異なる価値観や多様な文化の尊重、地域資源の保全、郷土への愛着などの効果も期待でき、経済、社会、環境を牽引していく役割が求められています。本県観光が持続的に発展し、豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図っていくためには、さまざまな環境変化に柔軟かつ的確に対応し、変革し続けていくことが必要です。

## 第3章 取組の成果と今後の方向性

### 取組の方向性

次期神宮式年遷宮を見据えて、世界が憧れる質の高い観光地づくり、イベントに頼らずに誘客できる観光産業の構築にオール三重で取り組みます。SDGsという新たな考え方の下、三重県観光が、持続可能な経済(雇用創出や観光収入の増大等)、社会(多様な文化の受入等)、環境(自然資源の持続可能な開発等)に貢献します。また、Society 5.0の観点を踏まえ、三重ならではの世界の人々を魅了する本物の魅力をデジタルの力で引き出します。

## 第4章 計画目標と施策体系

### 1 施策体系

三重の強みを伸ばし、課題を克服する施策体系は、以下のとおりとし、令和2年度から5年度までの事業を展開していきます。

(戦略)

#### 観光誘客の推進

「世界の人々を魅了する三重の観光」

#### 観光産業の振興

「TOKOWAKA  
~変革し続ける観光産業へ~」

(施策展開の柱)

世界から選ばれる三重の観光ブランディング

一流の観光資源の磨き上げ・オンリーワンの観光の魅力づくり

三重県の立地を生かした国内外からの誘客

旅行者目線に立った旅行環境の変革

観光産業を担う人材育成・若者定着

観光産業に関わる組織改革・連携強化

### 2 計画目標

本計画における数値目標を次の6項目と定め、施策の達成を確認します。

項目	項目の説明	現状値	目標値 (令和5(2023)年度)
観光消費額 (入込客数×一人当たりの観光消費額)	観光客が県内において支出した観光消費額(交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等) 【観光政策課調べ】	5,338億円 (平成30(2018)年)	6,000億円以上 (令和5(2023)年)
観光客満足度	県内の観光地を訪れた観光客の満足度調査で「大変満足」「満足」「やや満足」と回答された割合 【観光政策課調べ】	94.9% (平成30(2018)年度)	95%以上 (令和5(2023)年度)
県内の延べ宿泊者数	県内の宿泊施設における延べ宿泊者数 【観光庁「宿泊旅行統計調査」】	890万人 (平成30(2018)年)	950万人 (令和5(2023)年)
県内の外国人延べ宿泊者数	県内の宿泊施設における外国人延べ宿泊者数 【観光庁「宿泊旅行統計調査」】	34万人 (平成30(2018)年)	68万人 (令和5(2023)年)
国際会議の開催件数	県内で開催された国際会議の開催件数 【日本政府観光局「JNTO国際会議統計」】	16件 (平成30(2018)年)	20件 (令和5(2023)年)
宿泊・飲食サービス業における収入の全国順位	県内の宿泊・飲食サービス業の収入額(所定内給与額×12か月+年間賞与額)の都道府県別順位 【厚生労働省「賃金構造統計調査」】	全国12位 (平成30(2018)年)	全国10位以内 (令和5(2023)年)

## 第5章 三重の観光の持続的な発展に向けた施策の展開

### 1 観光誘客の推進～世界の人々を魅了する三重の観光～

#### (1) 世界から選ばれる三重の観光のブランディング

##### 施策展開の方向性

自然や文化、人々の生活と調和した体験メニューの創出等、世界の人々を魅了する「三重ならではの価値」を生かし、「三重に行かなければ味わうことのできない」新たな価値＝ブランドを、旅行者の目線も踏まえて「オール三重」で創造し、滞在型リゾートを形成するとともに、旅行者の関心や嗜好に合わせた情報を提供するなど、客が客を呼ぶサイクルの確立に向けたブランディングを展開します。あわせて、伊勢志摩サミット開催地の知名度も生かしたMICE 開催地としてのブランド価値を向上させます。

- ア 体験型観光の創出・充実による滞在型リゾートの形成、客が客を呼ぶサイクルの構築に向けた三重の観光のブランディング展開
- イ 伊勢志摩サミット開催地の知名度を生かしたMICE 開催地としてのブランド価値向上

#### (2) 一流の観光資源の磨き上げ・オンリーワンの観光の魅力づくり

##### 施策展開の方向性

「日本の文化聖地」という三重のイメージ、「神宮」や「世界遺産熊野古道伊勢路」「海女」「忍者」「日本酒」等をはじめとする、三重が世界に誇る文化・歴史、自然、産業といった一流の観光資源を磨き上げ、他の地域では味わうことのできないオンリーワンの魅力を創出し、国内外からの誘客拡大につなげます。

- ア 日本の文化聖地という三重のイメージ、多様な自然環境、食等、三重ならではの一流の観光資源を生かした国内外からの誘客促進
- イ 持続可能な自然資源の保全・活用

#### (3) 三重県の立地を生かした国内外からの誘致

##### 施策展開の方向性

リニア中央新幹線の開業、大阪・関西万博等を見据えて三重県の立地を生かした国内外からの旅行者誘致を推進します。また、観光産業の持続的な発展を支えるため、国内外からの投資や旅行者の多様なニーズに応えられる人材の呼び込みを促進します。

- ア リニア中央新幹線開業や大阪・関西万博等を見据えた首都圏、関西圏、中京圏からのインバウンドも含めた誘客推進
- イ 三重県の立地を生かした観光産業の投資促進、人材の呼び込み

### 2 観光産業の振興～TOKOWAKA 変革し続ける観光産業へ～

#### (1) 旅行者目線に立った旅行環境の変革

##### 施策展開の方向性

外国人や高齢者、障がい者等、誰もが安心して快適に旅行ができる受入環境づくりや観光情報案内の充実、二次交通の整備等の受入環境整備を促進します。AIやICTなどの新たな技術を生かし、外国人を含む旅行者がストレスフリーかつ快適に周遊・滞在できる環境を整備します。

- ア AI やICT などの新技術を生かした快適で利便性の高い受入環境の整備促進
- イ 安全・安心に旅行できる環境の整備促進

#### (2) 観光産業を担う人材育成、若者定着

##### 施策展開の方向性

関係団体と連携して就業環境の改善や起業支援等に取り組み、観光産業を担う若年層を中心とした人材の確保・育成を図ります。次世代を担う若者が、起業や事業承継等により活躍できる環境整備や融資等経営支援を推進し、観光産業の経営革新につなげます。

- ア 観光産業の働き方改革・起業・事業承継等の経営革新
- イ 観光産業の持続的な発展を支え、観光産業を若者にとって魅力的な産業にするための人材の確保・育成

#### (3) 観光産業に関わる組織改革・連携強化

##### 施策展開の方向性

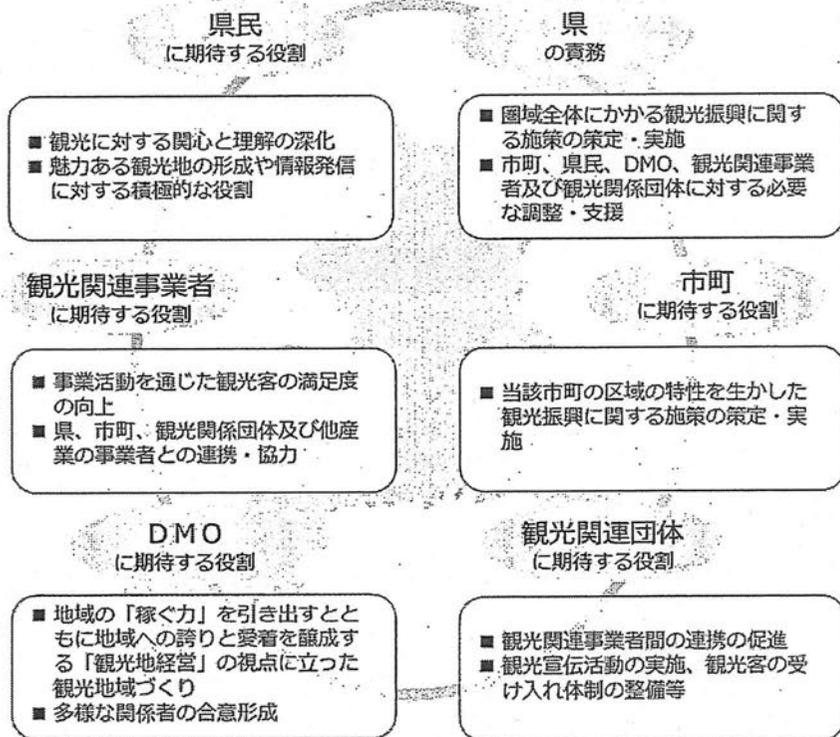
本県の主力産業であり、本県経済の活性化に不可欠である観光のさらなる発展に向け、DMO、観光事業者等と一体となって「オール三重」で観光施策を推進する組織づくりを検討します。農林水産業をはじめ、製造業、サービス産業等、多様な産業の連携を深め、各事業者のポテンシャルを生かした「稼ぐ力」を引き出す取組を促進します。

- ア 「オール三重」で観光振興を進める、新たな推進体制の構築
- イ 農林水産業、製造業、サービス産業等、多様な産業間連携強化・KUMINAOSHI による新たな観光魅力創造

## 第6章 推進体制の整備

### 1 計画の推進体制

県、市町、県民、DMO、観光関連事業者、観光関係団体がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力して本計画を推進します。



### 2 観光統計の整備

観光統計の整備を、観光振興における重要なインフラ構築と位置づけ、市町、DMO、観光事業者及び観光関係団体との連携・協力を深め、旅行市場に関する情報・データの把握、観光客の動向調査等、観光に関する情報の収集及び分析等を拡充させていきます。

また、これらの成果の公表を通じて、市町をはじめ観光産業に携わる様々な主体との情報共有を進め、観光統計の利活用の促進を図ります。

### 3 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、各施策の進捗状況等を把握し、適切に進行管理を行います。また、進捗状況の結果については、毎年度公表します。

具体的には、本計画に掲げた施策の実施状況等を、毎年、年次報告書としてまとめ、条例第21条第5項の規定に基づき、三重県議会、三重県観光審議会に報告する等、幅広く公表します。また、公表をさせていただき意見をもとに、今後の施策の進め方について必要な見直しを図るなど、PDCAサイクルによる評価・改善を行っていきます。

新三重県観光振興基本計画（令和2年度～令和5年度）に対する  
パブリックコメント・三重県観光審議会での意見の概要

1. パブリックコメントでの意見

(1) 意見公募期間

令和元年10月10日（木）～令和元年11月11日（月）

(2) 周知方法

- ・ 県政記者クラブへの資料提供
- ・ 三重県ホームページへの掲載及び庁舎での配布
- ・ 市町、市町観光協会、観光事業者が多数加盟している協議会等への照会

(3) いただいた意見の件数

項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
① 第1章 計画の基本的な考え方	4
② 第2章 三重の観光を取り巻く状況	6
③ 第3章 取組の成果と今後の方針	15
④ 第4章 計画目標と施策体系	2
⑤ 第5章 三重県観光の持続的な発展に向けた施策の展開	16
⑥ 第6章 推進体制の整備	3
⑦ その他	3
合 計	49

(4) 意見公募の計画案への反映

○取組内容に関するご意見

意見	対応
<p>第5章【P17】</p> <p>6. 三重ファンによる魅力の拡散</p> <p>近年、「定住人口」と「交流人口」の中間形態としての「関係人口」が注目されており、三重県においても「度会県プロジェクト」など「関係人口」に着目した取組が行われている。「関係人口」という観点は、観光振興にも活かせるものだと考えるので、「6. 三重ファンによる魅力の拡散」の中に「関係人口の拡大及びその活用」という事項を盛り込んではどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、17頁「6.三重ファンによる魅力の拡散」の本文を「みえの国観光大使等、三重県ゆかりの著名人等の協力を得た観光魅力のPRを行います。<u>また、関係人口の拡大等に取り組み、三重ファンを育成すること</u>で、三重の魅力を拡散していただきます。」と修正します。</p>

意見	対応
<p>第5章【P18-19】</p> <p>14. 世界遺産熊野古道伊勢路の活用</p> <p>熊野古道については、安全な道とするためにも保全活動が大事ですが保全会の高齢化など課題があります。活用と保全は一体のものといえ、タイトルを「世界遺産熊野古道伊勢路の活用と保全」として道の安全維持向上や保全についても記載すべきと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、18頁「14.世界遺産熊野古道伊勢路の活用」の項目名を「世界遺産熊野古道伊勢路の<u>保全・活用</u>」に修正し、本文を「世界遺産熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域ならではの地域資源を生かし、<u>関係市町等と連携した保全活動を展開するとともに、伊勢から熊野を結ぶ環境づくり</u>、国内外への情報発信、訪日外国人旅行者の受入環境整備等の取組をさらに進めます。また、集客交流拠点施設を十分に活用し、交流人口の拡大を図ります。」と修正します。</p>

意見	対応
<p>第5章【P20】</p> <p>22. スーパー・メガリージョン形成等に向けた誘客推進</p> <p>体験型観光の創出・充実による滞在型リゾートの形成に当たって、IRの誘致は、一つの有力な選択肢となり得ると考える。IRは、カジノだけではなく様々な観光交流施設で構成され、その内容は誘致自治体が計画することから、三重県ならではの体験型観光の要素を組み込むことも十分可能である。そこで、「1. 体験型観光の創出・充実」の中に「IRの調査研究」という事項を盛り込んでどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、20頁「22.スーパー・メガリージョン形成等に向けた誘客推進」の本文を「高速道路網の整備による大都市圏からのアクセス向上やリニア中央新幹線全線開業によるスーパー・メガリージョン形成のインパクトを最大限生かせるよう、国内外からの誘客を促進します。<u>また、県内の声も踏まえて、中長期的な観点からMICE施設等が一体となった特定複合観光施設（IR）に関する調査を進めていきます。</u>」と修正します。</p>

意見	対応
<p>第5章【P23】</p> <p>37. 観光防災の推進</p> <p>観光防災の推進について記載されていますが、南海トラフ地震による甚大な被害も予想される状況であり、外国人や観光客用の避難所や観光関係者の事業継続等についても事前の取り組みが必要とされています。P7からの主な取組に追加するなど観光防災を強力に打ち出すべきと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、23頁「37.観光防災の推進」の本文を「外国人を含む旅行者を災害から守るため、地震、津波、台風、集中豪雨等による自然災害に関する迅速な情報提供、発災後に旅行者が安全な場所に避難できる体制づくりや、<u>観光事業者等による発災後の事業継続計画（BCP）策定等への支援を行います。</u>」と修正します。</p>

○表現に関するご意見への対応

旧	新
<p>第2章【P5】</p> <p>平成28(2016)年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」</p>	<p>平成28(2016)年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」</p>
<p>第2章【P9】</p> <p>外国人の目線も含めて観光に携わる関係者や旅行者の視点で三重県の強みを洗い出し</p>	<p>外国人の目線も含めて観光に携わる関係者や旅行者の視点で三重県の強みや課題を洗い出し</p>
<p>第5章【P20】</p> <p>24. 広域プロモーション</p> <p>中部及び関西圏の両圏域の結節点</p>	<p>中部及び関西圏という両圏域の結節点</p>

(5) その他の意見

意見(提案等)の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の中で最も重視するものは、今までずっと観光消費額であったけれども「観光の振興によって幸福実感度が上がった県民の割合」を最重要視すべきだ。</li> <li>・多言語表記だけでは、その表記の意味までが伝わらない。きちんと意味や意義、背景などがわかるよう、多言語注釈が必要となる。ネイティブによるチェックも必要だ。</li> <li>・昨今の巨大台風によっては通行止めが発生すると、観光客は閉じこめられてしまいます。このような状況では安全・安心な旅行とはならないので、1日でも早い高速道路の整備をお願いします。</li> <li>・施策を打ち出すにあたって、伊勢志摩中心に観光施策が打たれる事は資源量や質においてやむを得ない部分もあるが、予算を使う面では、等しく、あるいは税金をより多く収めている地域に予算が投入されてしかりではないかと思われる。</li> <li>・この計画が計画だけで終わらないように実際の地域に適合した事業を展開していきましょう。</li> </ul>

2. 令和元年度第3回三重県観光審議会での意見

(1) 令和元年度第3回三重県観光審議会実施日

令和元年 11月 25日 (月)

(2) 意見の計画案への反映

意見	対応
<p>第5章【P17】 9.MICE 開催地としてのブランド価値向上 国際会議だけでなく、インセンティブ、プレジャー等でのコンテンツづくりにも力を入れていけると良いのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、13頁「9.MICE 開催地としてのブランド価値向上」の本文を「三重ならではの特色を生かし、ターゲットを明確にしたセールスプロモーションを行うことで、国際会議やインセンティブ（企業の報奨旅行・研修旅行）の受け入れにつなげ、MICE 開催地としてのブランド価値を高めます。」と修正します。</p>

意見	対応
<p>第5章【P22】 36. 安心して観光を楽しむことができる交通手段の確保・充実 交通手段ではなく、交通サービスではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、22頁「36.安心して観光を楽しむことができる交通手段の確保・充実」の項目名を「安心して観光を楽しむことができる交通サービスの確保・充実」に修正します。</p>

意見	対応
<p>全体 元号だけで表記されていると分かりにくいので、西暦も併記してはどうか。 また、文字のフォントを統一すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、計画本文においては西暦を併記するとともに、文字のフォントも統一します。</p>

### (3) その他の意見

#### 意見(提案等)の概要

- 他県の観光委員をしている仲間とも意見交換をするが、「三重県はすごい」という声がある。大変な資料になっているが、これが三重県の気合。
- 「もうかる農業」という表現については少し気になった。
- 二次交通が足りていないため、早急に改善をお願いしたい。エリアのタクシーをもっと広く利用できるようにするなど現実的に考えてはどうか。
- 人材不足が理由で閉店する事業者もある。個人事業は、家族経営で困難。技術者、職人、特に飲食店は人の替えがきかないなど、営業したくてもできないということが問題。一緒になって考えて欲しい。
- 宿泊・飲食サービス業の収入額における目標値は、順位だけでなく収入額そのものも併記すべきである。

## (10) インバウンド誘致について

### 1. 個人の外国人旅行者（FIT）誘客の取組

#### (1) 交通事業者と連携した取組

旅行者自らが交通手段、宿泊先などを手配する個人旅行の割合が増加していることに  
対応し、従来の旅行会社に向けたプロモーションに加え、航空会社や鉄道事業者等の交  
通事業者と連携し、メディアによる情報発信に重点を置いた取組を進めています。

特に、昨年11月に知事が訪問したタイについては、タイ国際航空や近鉄グループと連  
携し、メディア関係者や現地旅行会社による県内視察や取材の招聘を行っています。

7月にはテレビ2番組、Webメディア1社による取材を受け入れ、現地での番組放  
映やWebメディアを通じて、「ミシュランガイド愛知・岐阜・三重2019特別版」に掲  
載された店舗の紹介をはじめ、三重県内の観光地の魅力を発信しました。この際来県し  
た現地の著名タレントは、10月に自身のファンクラブ会員等を対象としたツアーを企画  
し、23名で三重県を再訪してくださいました。



現地著名タレントが海女を取材  
【Kid Buak(情報番組)】



レポーターが三重の食の魅力を紹介  
【The First Ultimate(旅番組)】

11月には著名なフードライターなどメディア関係者6名の取材を受け入れたところ、  
SNSで68件の発信をいただき、読者から大きな反響を得ています。

本年6月には旅行会社4社を招請し、県内視察を行っていただいた結果、伊勢神宮や  
志摩スペイン村、海女小屋などを行程に入れたツアーが造成され、11月には第1弾とし  
て46名の来県につながりました。

また、台湾に路線を持つエアアジアジャパンの取材を受け入れ、10月号の機内誌で伊  
賀忍者を紹介していただいたほか、タイガーエア台湾と連携した三重県観光キャンペ  
ーン、シンガポールにおけるJNTO、近鉄グループ、シンガポール航空と連携した訪日  
キャンペーンなど、交通事業者と連携した取組を行っています。

今後も、令和2年1月にタイエアアジアXと連携したプロモーションを行うなど、県  
と交通事業者がそれぞれの強みを活用して、相乗効果が得られるよう取り組んでいきま  
す。

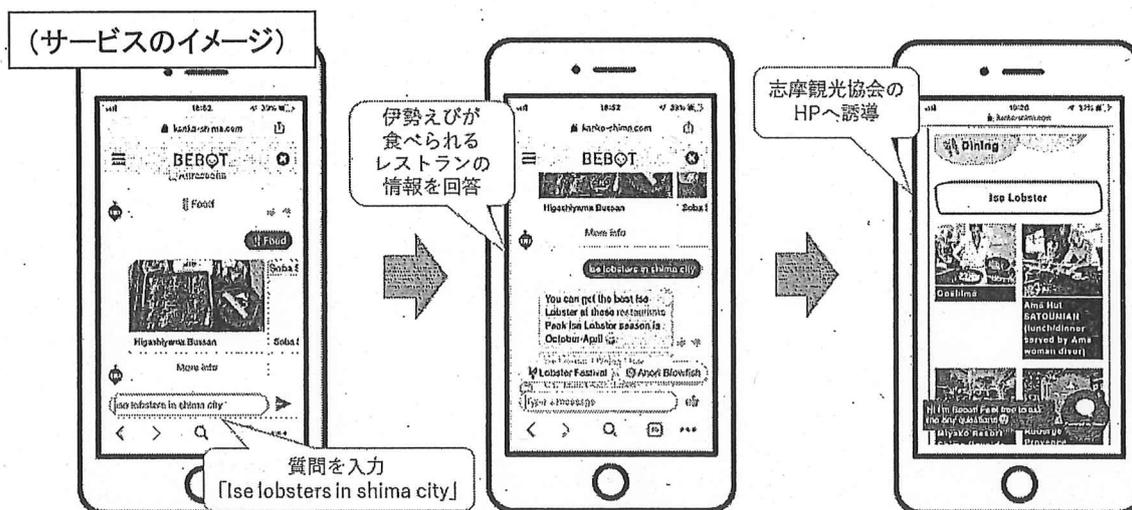
## (2) 観光地の魅力づくり

### (ア) 観光案内機能の充実

増加する個人の外国人旅行者（FIT）の旅の利便性向上にむけ、志摩Ma a Sの取組とあわせ、志摩市観光協会が「観光地の『まちあるき』の満足度向上整備事業」を活用し、11月15日からAIを活用した外国人向け観光案内「VISITMIE AIチャットボット」を開始しました。

AIチャットボットは、観光施設に関する細かな問合せや周辺の観光スポット、外国人旅行者の質問やリクエストに対して、AIを活用して英語で24時間365日対応するものです。

観光案内業務の一部をAIで自動化することで、窓口業務の軽減などの生産性向上に加えて、外国人の多様なニーズや問い合わせへのきめ細やかな対応など、旅行者の満足度の向上につながるものです。PRツールの作成や外国人旅行者、ファムトリップで訪れた旅行会社・メディアに向けた周知等により利用促進を図っていきます。また、事業で得られた問い合わせ情報を蓄積し、旅行者のニーズ等の分析に役立てていきます。



### (イ) 特色ある体験コンテンツの充実

旅行者の滞在時間の延長や宿泊につなげるため、ミレニアル世代や個人の外国人旅行者（FIT）をターゲットに、地域の強みを活かした特色ある体験コンテンツの造成やプランのブラッシュアップに取り組んでいます。

その一つとして、現在、Verde大台ツーリズム（観光地域づくり法人（DMO）候補法人）と連携し、宮川の「水」をテーマにアクティビティとして、ナイトSUPのプログラム造成を進めており、地元の関係者やアソビューなどの専門家の視点も入れながら、ブラッシュアップしています。



現地でのプログラムの造成検討の様子

今後は、モニターツアーなどを実施し、商品化するとともに、観光三重やアソビューのサイトなどを活用したプロモーションに取り組み、三重ならではの体験で、外国人旅行者の長期滞在による観光消費額の拡大に努めていきます。

## (11) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和元年9月18日～令和元年11月24日)

(雇用経済部)

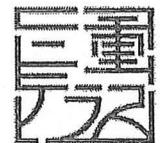
1 審議会等の名称	令和元年度第6回三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和元年9月30日(月)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根 ほか4名出席
4 諮問事項	・「(仮称)ぎゅーとらラブリー小田店」(伊賀市)の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	・「(仮称)ぎゅーとらラブリー小田店」(伊賀市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明を行い、審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められ、結審しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	令和元年度第7回三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和元年10月29日(火)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根 ほか3名出席
4 諮問事項	・「(仮称)ドラッグコスモス桔梗が丘店」(名張市)の新設に係る届出について(1回目) ・「(仮称)三重トヨタ自動車株式会社四日市久保田店」(四日市市)の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	・「(仮称)ドラッグコスモス桔梗が丘店」(名張市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明を行い、審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められ、結審しました。  ・「(仮称)三重トヨタ自動車株式会社四日市久保田店」(四日市市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明を行い、審議した結果、施設入口の位置について、更なる確認の必要があるため継続審議となりました。
6 備考	



◎報告事項 (1) 首都圏営業拠点「三重テラス」について

三重テラスの運営状況について(9月~11月)



MIE TERRACE

・オープン以来の来館者数累計は、令和元年11月30日現在で、3,915,024人です。

TOPICS

おかげさま祭 第1弾「6周年記念感謝祭」(9月21日~30日)  
第2弾「秋の収穫感謝祭」(10月26日~27日)

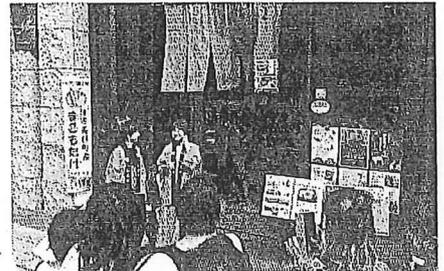
9月28日のオープン6周年を記念した感謝祭を開催しました。「赤福茶屋」、「三重テラス一日店長」、「U35みえ Next Action Meeting」、「三重ではたらく100人写真パネル展」など多彩なイベントを実施しました。

10月には、秋の大収穫感謝祭として、多度雅楽会による舞楽(ぶがく)の上演や、明野高校生が作った加工品、四日市萬古焼の土鍋で炊いた三重のブランド米「結びの神」の新米とおかずの試食販売を行いました。



U35みえ Next Action Meeting (9月21日)

一日店長 はらペコツインズ (9月29日)



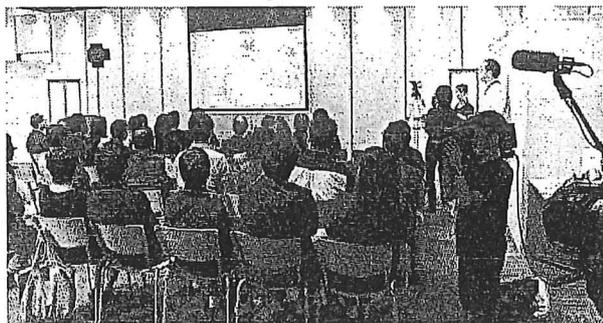
イベントスペース



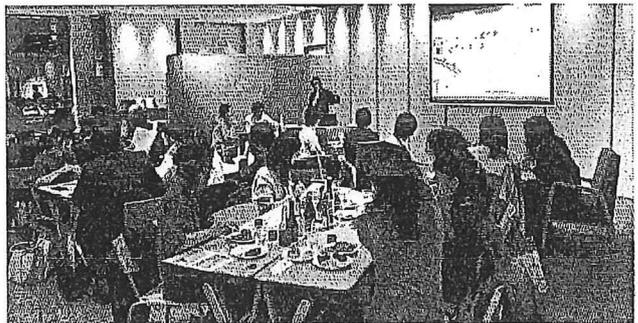
○伊勢型紙2019東京展(10月5日、6日)  
➢伊勢型紙で染めた着物や服飾小物・染色用型紙の展示販売、伊勢型紙を使った皿絵付け、和菓子づくり、ハンカチ染め、彫刻体験の体験コーナー [356名参加]



○「みはまつり」(11月2日、3日)  
➢御浜町の特産品(みかん、梅干、石清水豚、紀和牛等)の試食、観光PR、ふるさと納税の申込手続会開催 [514名参加]



○ことほぐ~特別セミナー「伊勢神宮と皇室」・パブリックビューイング「即位礼正殿の儀」~(10月22日)  
➢パブリックビューイングでは、テレビ局等6社から取材を受け、参加者に対するインタビューも生中継。セミナーでは、皇室と伊勢神宮の関係について講演[49名参加]



○伊賀流忍者バルin三重テラス~Ninjaの話を聞かNight~(11月18日)  
➢三重テラスレストランの料理と伊賀市・名張市の地酒とともに、三重大学高尾准教授による「これだけは知っておきたい!伊賀の国の忍者・忍術について」のトークセッション [45名参加]

# TOPICS

## ショップ

### 【9月】

- ▶ 「赤福」「へんば餅」「伊勢抹茶のソフトクリーム」など6周年限定商品を販売
- ▶ 松阪牛に特化した6周年記念福袋完売（限定10個）

### 【10月】

- ▶ 季節商材「新米」の試食販売を強化
- ▶ 前川次郎柿の試食販売（400人試食）と南紀みかんの試食販売（300人試食）を実施
- ▶ 2019冬「三重の贈り物」発行（ギフトカタログ）

### 【11月】

- ▶ 毎週金曜・土曜日「へんば餅」の特別販売
- ▶ 鈴鹿の蔵元清水清三郎商店の「作」「鈴鹿川」の1日限りの特別販売会（11/23）
- ▶ 伊勢海老・松阪牛について日本語と英語で解説したPOPを設置し、「美し三重 伊勢海老・松阪牛」をテーマに関連商品をディスプレイ

## レストラン

### 【9月】

- ▶ 秋のグランドメニュースタートのほか、6周年記念コースの提供
- ▶ GAPフェア（8/31～9/16）

### 【10月】

- ▶ 伊勢海老漁解禁に合わせた伊勢海老フェアを開催（10/1～10/31）

### 【11月】

- ▶ カフェタイムのメインメニューとして伊勢うどんを提供

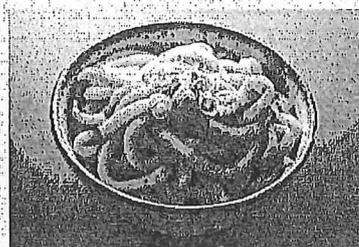
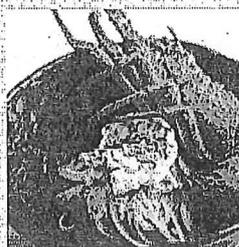
11月中旬～伊勢海老・松阪牛をテーマにした正面棚



◆日本テレビの情報番組「バゲット」にて三重テラスが紹介されました。

≪三重県テラスおすすめグルメTOP5≫

- 1位: 松阪牛ハンバーグ
- 2位: 伊勢海老だし茶漬け
- 3位: かたやき
- 4位: 牡蠣のアヒージョ
- 5位: HANADAMA



# DATA

「三重テラス」の来館者数及び売上額の状況

## 1. 三重の魅力体験者の状況

※平成30年度(2019年度)～2022年度の運営における三重テラス成果指標

(単位:人)

	30年度計	R1年度計 (4/1～11/30)	累計
ショップ	77,471	52,023	129,494
レストラン	29,743	19,644	49,387
イベントスペース	66,650	55,041	121,691
その他	11,037	13,758	24,795
合計	184,901	140,466	325,367

## 2. 売上状況

(税込・単位:千円)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計	30年度計	R1年度計 (4/1～11/30)	累計
ショップ	60,616	103,695	142,438	149,547	137,547	139,839	92,189	825,871
レストラン	46,030	96,513	106,107	114,137	105,419	114,463	76,532	659,201
合計	106,646	200,208	248,546	263,684	242,966	254,302	168,721	1,485,072

## 3. 来館者状況

(単位:人)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計	30年度計	R1年度計 (4/1～11/30)	累計
三重テラス来館者	275,243	566,521	674,256	743,074	668,847	575,591	411,492	3,915,024

\*数値は速報値であり、今後修正が生じる可能性があります。

\*端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

※9月28日(土) ビル給電工事による休館

※10月12日(土) 台風19号接近に伴う臨時休業

※10月13日(日) 台風19号の影響により、ショップ14:00～、レストラン17:00～、2階14:00～営業開始